平成２３年度委託プロジェクト研究応募要領

農林水産省農林水産技術会議事務局では、平成２３年度から実施予定の委託プロジェクト研究を実施するに当たり、当該委託プロジェクト研究への参加を希望する企業・研究機関等を一般に広く募ります。研究への参加（公募課題の受託）を希望される方は、本要領に従って提案書を提出して下さい。

なお、委託プロジェクト研究は、平成２３年度予算政府案に基づき公募を行っているため、今後、変更等があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

１　プロジェクト研究公募課題（詳しくは別紙４～１０をご参照下さい）

（１）農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発　別紙４
（２）画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備　別紙５
（３）海洋微生物解析による沿岸漁業被害の予測・抑制技術の開発　別紙６
（４）アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト　別紙７
（５）鳥インフルエンザ、ＢＳＥ、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発　別紙８
（６）新農業展開ゲノムプロジェクト　別紙９
（７）気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発　別紙１０

２　応募資格等

（１）資格要件（単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通）

応募することができる者は、次の①から⑤までの要件を満たす者です。

① 企業、技術研究組合、特例民法法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する研究機関（※）であること。

② 平成２２・２３・２４年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に参加資格のない者は、平成２３年２月下旬に予定している公募課題に係る審査委員会の開催までに競争参加資格を取得して下さい。地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

③ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。

④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究開発責任者（プロジェクトリーダー）及び経理責任者を設置していること。

なお、研究機関が、平成２２・２３・２４年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。
（http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do）

また、新たに申請を行う場合には、「統一資格審査申請受付サイト」をご覧ください。（http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html）

※　研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の４つの条件を満たす機関を指します。

① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
② 研究開発を行うための経営基盤を有すること。
③ ①及び②について管理能力を有すること。
④ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

（２）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関に再委託することが出来ません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ（コンソーシアム）を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの中核機関から応募していただく必要があります。

① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。

② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして応募者が実施する研究課題に関する規約を策定すること若しくは研究グループ参加機関が相互に応募者が実施する研究課題に関する協定又は共同研究契約を締結することが確実であること。

③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

なお、研究グループを採択した後、契約締結前までの間に、当該研究グループを構成する研究機関に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

また、研究成果を生産現場等へ迅速に導入・普及させる観点から、公募課題によっては、研究グループに、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関（以下「普及支援組織」という。）が参画することが必須となります。

詳しくは、各公募課題に係る別紙４～１０をご覧下さい。

3　応募について

（1）応募方法

応募者は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を利用して電子申請を行って下さい。

e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続きを行う必要があります。e-Rad を利用した電子申請の詳細については、別紙１をご覧下さい。

郵送、持参、ＦＡＸ及び電子メールによる提出は受け付けることが出来ませんので、ご注意下さい。

（2）応募書類

提案書一式

（提案書の作成に当たっては、本要領に従い、提案書（別紙３）にご記入下さい。なお、提案書は日本語で作成して下さい。）

（3）応募に当たっての注意事項

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

提出した応募書類を締切期限内に差し替え、又は修正する場合は、事前に農林水産技術会議事務局担当者までご連絡下さい。（あらかじめ農林水産省側で、上書き禁止の解除操作を行わないと、応募書類をシステム上で修正することができません。）差し替え又は修正が締切期限までに行えない場合は、差し替え又は修正はなかったものとさせていただきます。

また、次の場合には応募は無効となりますので、ご注意下さい。

① 応募資格を有しない者の提案書。

② 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合。

③ 提案書に虚偽が認められた場合。

応募の流れ

（e-Rad を利用した電子申請）

e-Rad ポータルサイトにアクセス
http://www.e-rad.go.jp/

↓

研究機関及び研究者情報の登録を行い、ＩＤ及びパスワードを取得
（登録には２週間以上かかる場合があります。）

↓

農林水産省のホームページ又は e-Rad ポータルサイトから
応募要領、提案書（様式）等をダウンロード

↓

応募要領に従って提案書を記入、e-Rad ポータルサイトにアップロード

注）e-Rad ポータルサイトに提案内容を入力する時点で研究グループの研究機関コード及び研究者番号を全て取得されている場合は、当該データの入力をお願いします。

応募締切日：平成２３年２月２１日（月）
午後５：００までに

所属研究機関の事務代表者（研究グループによる応募の場合は、研究グループの中核機関の事務代表者）を通じて、システム上の全ての応募操作を完了すること

↓

農林水産技術会議事務局にて受理

↓

応募者がシステムの「受付状況一覧」画面にて受理状況を確認

注）e-Rad を利用した電子申請の際には、システム上にアップロードしただけでは、農林水産省に提出されません。また、提案者が提出した応募情報に対し、所属研究機関の事務代表者によるシステム上の承認行為が行われないと、農林水産省に提出された扱いにはなりませんのでご注意下さい。

4　委託先の選定

（1）選定方法

委託先の選定は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する審査委員会において、（2）の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書の他に、追加資料等の提出や別途ヒアリングを求める場合があります。

また、審査委員の所属、氏名等は、委託先決定後、ホームページで公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等に配慮するため、審査内容は公表しません。

（2）審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

① 提案内容が別紙４～１０の「研究開発の具体的内容及び達成目標」に示した方針に合致しているか。

② 提案内容が別紙４～１０の「達成目標」に示した目標に向けて十分な内容となっているか。

③ 提案内容が技術的に優れているか。

④ 提案内容に実現可能性があるか。また、研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか。（知的財産の取り組み状況（管理体制等の規定の有無）を含む。）

⑤ 研究開発の実施体制や管理能力等が優れているか。

⑥ 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。

5　選定結果

（1）選定結果等の通知

選定結果は、平成２３年３月中旬頃までに速やかに応募者(研究グループによる応募の場合は中核機関）に通知するとともに、予定委託先名（研究グループによる応募の場合は研究グループ名（コンソーシアム名)、中核機関名及び他の研究機関等（コンソーシアムに参加する共同研究機関等）名を含む。）を農林水産省のホームページで公表します。予定委託先に採択した旨を通知する際、必要に応じて、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

（2）複数採択

多様な企業、研究機関等による研究を促進する観点から、公募課題によっては、複数の応募者を採択する場合があります。

6　委託契約の締結及び契約上支払対象となる経費

（1）委託契約の締結

５の（１）により採択された者と、平成２３年度政府予算成立後、委託契約を締結します（研究グループにより研究課題を実施する場合は、研究グループと委託契約を締結)。なお、採択された者には、政府予算の成立前であっても、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただきます。

７により開催するプロジェクト研究運営委員会は、研究開発責任者の参加を求める場合がありますが、委託契約の締結前に開催する際には、研究開発責任者に旅費等の負担を求めることがありますので、御承知おき下さい。

研究グループが研究課題を実施する場合は、これまで当該研究グループの代表機関と農林水産省との間で委託契約を締結した上で、代表機関において、研究の一部を研究グループ内の共同研究機関と再委託契約を締結することにより委託プロジェクト研究を実施していましたが、平成２３年度からは、研究グループと農林水産省

が直接契約することとしました。詳しくは別紙２をご覧下さい。

（２）委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

１）直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

①　人件費

研究・開発に直接従事する研究開発責任者、研究員等の人件費。

なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

②　謝金

委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。

③　旅費

国内外国への出張に係る経費。

④　試験研究費

・　機械・備品費

委託プロジェクト研究の研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が３万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が１０万円以上の物品とします（ただし、借用（リース等）の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借用して下さい。この場合の経費は、借料及び損料になります。）。

・　消耗品費

委託プロジェクト研究の研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、機械・備品費に該当しない物品。

・　印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。

・　借料及び損料

物品等の借料及び損料。

・　光熱水料

研究施設等の電気、ガス及び水道料。

・　燃料費

研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。

・　会議費

委員会等の開催に係る会議費。

・　賃金

委託プロジェクト研究に従事する研究補助者等に係る賃金。

・　雑役務費

物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

⑤　その他必要に応じて計上可能な経費

外国人招へい旅費・滞在費、特許出願経費等。

２）一般管理費

④の試験研究費の１５％以内。

３）消費税等相当額

１）及び２）の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の５％。

※１　人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※２）を人件費単価に乗じた額として下さい。

※２　エフォート（研究専従率）
総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を１００％とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（％）」　なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※３　直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合はご注意下さい。
また、委託プロジェクト研究を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、委託プロジェクト研究の研究課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行って下さい。

※４　一般管理費は直接経費以外で委託プロジェクト研究に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、委託プロジェクト研究に係る経費であることを明確に区分して下さい。

※５　研究グループ参加機関が特例民法法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成１４年３月２９日閣議決定）に基づき、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の３分の２未満とする必要があります。

（４）購入機器等の管理

委託プロジェクト研究により受託者(研究グループにより公募課題を実施する場合は、研究グループを構成する全研究機関をいう。以下同じ。）が取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、委託プロジェクト研究の購入物品であることを、管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどにより、明示して下さい。

なお、取得した物品の委託プロジェクト研究終了後の取り扱いについては、個別に、国への返還の要否をお知らせします。（例えば、委託プロジェクト研究実施のために設置したプラントを、研究終了後にお譲りする場合があります。）

7　研究開発の運営管理

農林水産技術会議事務局は、研究開発責任者と密接な関係を維持しつつ、委託プロジェクト研究の目的及び目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

委託プロジェクト研究の運営管理は、「委託プロジェクト研究の実施について」（平成１８年２月２３日付け１７農会第 1466 号農林水産技術会議事務局長通知）に基づき実施します。

現在、研究の管理・運営、評価の徹底の観点から、本通知について、平成２３月１月中を目途に改正を予定しています。公募課題の受託を希望される方は、改正後の通知をご確認下さい。（現時点の通知については、
http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2011/project2011_new_expansion をご参照下さい。改正後の通知についても、同ＵＲＬにて公表予定です。）

平成２２年１２月現在の「委託プロジェクトの実施について」の概要は次のとおりです。

①　農林水産技術会議事務局は、委託プロジェクト研究の開始に当たり、各委託プロ

ジェクト研究の進行管理、関係各局との調整等を行う責任者としてプログラムオフィサー（ＰＯ）を農林水産技術会議事務局内に設置します。ＰＯは、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、関係者に報告し、必要に応じて研究開発責任者（プロジェクトリーダー）に対し指導等を行います。

② 農林水産技術会議事務局は、委託プロジェクト研究毎に、プロジェクト研究運営委員会を設置します。

プロジェクト研究運営委員会は、ＰＯを委員長とし、農林水産技術会議事務局の関係課室や外部専門家（大学、企業等の研究者等）等により構成します。なお、必要に応じ、行政部局の関係課室長等や研究開発責任者の参加を求める場合があります。

プロジェクト研究運営委員会では、

・推進方策の検討
・実施期間全体及び毎年度の研究実施計画の検討
・研究の進捗状況、成果の把握

等を行います。なお、初年度を除き、毎年度の研究実施計画案の策定に当たっては、研究の進捗状況や評価等も踏まえて検討します。

研究開発責任者は、ＰＯの指導のもと、同一委託プロジェクト研究における他の研究開発責任者と連携体制を整備し、研究の進捗状況の整理、研究実施計画案の作成等にご協力いただくことになります。

8 「国民との科学・技術対話」の推進

平成２２年６月１９日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進に係る基本的取組指針※に基づき、当面、１件当たり年間３千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。
（※については、内閣府ホームページ
（http://www8.cao.go.jp/cstp/s&tsonota/taiwa/index.html） をご覧下さい。）

9 研究成果の取扱い

（１）研究成果の報告等

受託者には、委託契約に基づき、研究成果が得られた場合及び委託契約期間終了時に、遅滞なく、研究成果報告書又は実績報告書を農林水産技術会議事務局長に提出していただきます。また、委託プロジェクト研究終了後の翌年度に農林水産技術会議事務局で発行する「研究成果」シリーズのために、原稿を提出していただきます。

（２）研究成果等の公表

① 構成員が、自己の研究成果を公表しようとするときは、事前にその内容を他の構成員及び代表機関に対し、書面によって送付して下さい。
② 代表機関は、これら構成員とともに成果の公表に係る合理的な措置を検討するものとします。
③ 受託者は、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、研究課題に係る活動又は成果が公表される場合には、事前にその概要を農林水産技術会議事務局に連絡して下さい。また、公表に当たっては、研究課題に係る活動又は成果であることを明記して下さい。

（３）研究成果の帰属

委託プロジェクト研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場

合、その知的財産権は農林水産技術会議事務局に帰属しますが、以下の事項の遵守を確約することを条件に、受託者(研究グループにより委託プロジェクト研究を実施する場合は、研究グループを構成する全研究機関又はその一部）に帰属させることができます。（この場合には、委託契約書に基づく確約書を事前に提出していただきます。）

① 研究成果が得られた場合には、受託者は、遅滞なく農林水産技術会議事務局長に報告すること。

② 農林水産技術会議事務局長が公共の利益のために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合、農林水産技術会議事務局長に対して当該知的財産権を無償で許諾すること。

③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、このことにつき正当な理由が認められない場合であって、農林水産技術会議事務局長が特に必要があるとして理由を明らかにして求める場合に、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。

④ 当該知的財産権を第三者に譲渡又は許諾する場合には、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次のアからウまでに規定をする場合を除き、あらかじめ農林水産技術会議事務局長の承認を受けること。

ア 子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

イ 承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更　の承認を受けた者を含む)）又は認定ＴＬＯ（同法第１２条第１項又は同法第１３条第１項の認定を受けた者）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

ウ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、一部の研究機関の間で持ち分を定めることができます。詳細については、農林水産技術会議事務局にお問い合わせ下さい。

（４）知的財産権の管理

知的財産権については、次の事項についてもご留意願います。

・ 委託プロジェクト研究は、国の委託による研究であることから、日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど、不適当と判断される場合には、（３）により知的財産権を受託者に帰属させることができません。また、受託者が（３）の条件をみたさない場合も特許権等を承継させることはできません。

・ 委託プロジェクト研究の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成１８年５月２３日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成１９年３月１日総合科学技術会議）に基づき、対応することとします。（詳しくは http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2011/project2011_new_expansion.htm をご参照ください。）

・ 特許法では特許を受ける権利は発明者に帰属しますが、従業者等が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者の貢献を認めて、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継すること（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。

受託者である法人と、その従業員の間の権利の帰属については、受託者内部の話ではありますが、委託契約の遂行に支障を来さないよう、農林水産技術会議事務局では、研究成果が得られる前に、職務発明に関する規定等を整備することを推奨しています。

・　委託プロジェクト研究に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間内外にかかわらず決して第三者に漏らさないで下さい。得られた研究成果をもとにした研究等を別途実施する際には事前にご相談下さい。

・　前述のとおり、出願前に研究成果を公開した場合、新規性は失われ特許権等を受けることができなくなりますので、くれぐれもご注意下さい。

１０　研究課題の評価等

農林水産技術会議事務局は、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成１８年３月３１日農林水産技術会議決定）等に基づき、研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査を実施します。

受託者には、研究課題の評価に必要な資料の作成及び追跡調査への回答等の協力が必要となります。評価結果等は、研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

なお、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」については、研究の効率的かつ効果的な実施のための評価を徹底する観点から平成２３年１月中を目途に改正を予定しています。公募課題の受託を希望される方は、改正後の通知をご確認ください（現時点の指針については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyoka.htm をご参照ください。改正後の通知については、同ＵＲＬにて公表予定です。）。

平成２２年１２月現在の「農林水産省における研究開発評価に関する指針」の概要は次のとおりです。

（１）研究課題の評価

・中間評価：研究期間が５年以上にわたるものについて、２～４年間が経過する時点の前に実施。

・事後評価：研究実施期間の最終年度に実施。

なお、中間評価を実施しない年度においても、プロジェクト研究運営委員会において研究の進捗状況の点検を実施します。

（２）追跡調査

追跡調査として、得られた研究成果の普及・活用状況について、成果公表の翌年から５年間、研究実施機関に対しアンケート調査を実施します。

１１　研究費の不正使用

（１）不正使用防止に向けた取組

研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成１８年８月３１日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年１０月１日付け１９農会第 706 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しました。これらを遵守して委託プロジェクト研究を実施していただくほか、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、ご承知おき下さい。

（※については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2011/project2011_new_expansion.htm をご参照下さい。）

取組の一環として、農林水産技術会議事務局においては、委託プロジェクト研究の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者及び経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての指導・チェック体制

の整備を行います。
　具体的には、以下のとおり行う予定です。
・応募申請時：中核機関及び全ての共同研究機関に関して、研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にしていただきます。（提案書(別紙３）２－１）
・受託機関決定後：課題採択が決定し次第、新規課題を実施する研究機関の研究開発責任者（コンソーシアムを形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者（以下「経理統括責任者」という。）を含む）に対し、経費の適正執行について説明を行います。
・実施１年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる研究実施機関に対しては、必要に応じ現地指導を実施する場合があります。
・実施２年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる研究実施機関に対しては、必要に応じ、現地指導を実施する場合があります。

（２）不正使用等が行われた場合の措置
　委託プロジェクト研究及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、委託プロジェクト研究への参加、応募を認めません。
　ア　研究費の不正使用を主導的に行った研究者
　　委託費等を返還した年度の翌年度以降２年以上５年以内の期間で、その不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間。
　イ　不正受給を主導的に行った研究者
　　委託費等を返還した年度の翌年度以降５年間。
　ウ　不正使用等を共謀して行った研究者
　　その不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者と同一の期間。
　エ　他府省を含む他の委託費等において不正使用等を主導的に行った研究者及び共謀して行った研究者
　　当該委託費等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間。

　なお、上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。
　また、研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者が所属する研究機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同研究機関に所属する全ての研究者について、一定期間、委託プロジェクト研究への応募を認めないこととします。

１２　虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応
　委託プロジェクト研究において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施研究課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返済、損害賠償等を受託機関に求める場合があります。
　また、これらの不正な手段により委託プロジェクト研究から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については１１の（２）の不正使用を行った場合と同様の措置を取ります。

１３　研究上の不正行為防止のための対応
（１）不正行為防止に向けた取組み
　研究上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成

１８年２月２８日総合科学技術会議決定）に則り、農林水産省では、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成１８年１２月１５日付け１８農会第 1147 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しました。委託プロジェクト研究で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されます。研究実施機関においては、このガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。
（※については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2011/project2011_new_expansion.htm をご参照下さい。）

（２）不正行為が行われた場合の措置

研究上の不正行為があったと認定された研究課題の研究開発責任者及び研究員等については、当該研究課題に係る委託経費について、その全部又は一部の返還を求める場合があります。

また、以下のとおり、一定期間、委託プロジェクト研究への参画を制限する場合があります。

ア　不正行為に関与した者については、その不正行為の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降２年以上１０年以内。

イ　不正行為に関与しなかったものの、責任者としての注意義務を怠ったなど、一定の責任があるとされた者については、その責任の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降１年以上３年以内。

なお、上記の措置については、当該不正行為の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関へ情報提供しますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

１４　秘密の保持

委託プロジェクト研究に係る応募書類及び e-Rad への登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報は、委託プロジェクト研究の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施、e-Rad を経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、農林水産技術会議事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行います。以上のことをあらかじめご了解の上、応募書類へのご記入をお願いします。

１５　次年度以降の取扱い

平成２４年度以降も継続して実施する研究課題については、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、毎年度、当該研究の実施に先立って、あらためて委託契約の締結を行うものとします。

ただし、１０（１）の中間評価及びプロジェクト研究運営委員会における研究の進捗状況の点検の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、次年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行い、他の重要な研究課題に研究費を振り替える場合があります。

１６　中小企業の支援

平成２３年度プロジェクト研究公募課題については、今後「中小企業技術革新制度（日本版ＳＢＩＲ）」の「特定補助金」に指定することを検討しています。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、株式会社日本政策金融公庫による低利での特別融資、信用保証協会による債務保証枠の拡大並びに担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の措置、中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大、特許料等の減免措置及び小規模企業者等設備導入資金制度による貸付金額並びに割合の拡充措置について、特例の支援措置を受けることができます。

詳しくは、中小企業庁のホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/21fy/index.html）をご覧下さい。

１７　問合せ先

本件に関する問い合わせは、応募要領の公表後から応募の締め切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますのでご了承下さい。

記

【プロジェクト研究の公募課題について】

別紙４～１０の問合せ先をご参照下さい。

【応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課企画班
担当者　大島・渡邉
ＴＥＬ：０３‐３５０２‐７４３８
ＦＡＸ：０３‐３５９３‐２２０９

【契約締結について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班
担当者　藤原
ＴＥＬ：０３－３５０２－７９６７
ＦＡＸ：０３－５５１１－８６２２

別紙１

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続きについて

１　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

（１）e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

e-Rad　における研究機関・研究者の登録及びシステムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad　ヘルプデスクにて受け付けます。また、操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。

マニュアル
研究者用　　http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html
研究機関用　http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html
e-Rad ヘルプデスク
TEL 0120-066-877（フリーダイヤル）
（受付時間帯）午前９：３０～午後５：３０（年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く）

※上記以外に関する問い合わせ（事業の具体的内容、応募資格等）は、e-Rad ヘルプデスクではなく農林水産技術会議事務局担当者（応募要領１７の問合せ先）までお願いします。

（２）e-Rad の利用可能時間帯

（月～金）午前６：００～翌午前２：００まで
（土～日）正午～翌午前２：００まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせします。

２　e-Rad への研究機関・研究者情報の登録

（１）研究機関の登録

委託プロジェクト研究に応募する場合、提案者が所属する研究機関は応募時までに e-Rad に登録されている必要があります。研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html）を参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。一度登録が完了すれば、農林水産省及び他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、農林水産省及び他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、e-Rad では研究者の所属する研究機関を所属研究機関と称します。

（２）研究者情報の登録

提案者は、応募時までに提案者の研究者情報を e-Rad に登録し、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得しておく必要があります。なお、研究者情報の新規登録は所属研究機関の事務代表者または事務分担者のみ行うことができますのでご注意下さい（e-Rad では、所属研究機関において e-Rad に係る事務を総括する者を事務代表者、分担する者を事務分担者と称します。）。必要な手続きは e-Rad　ポータルサイトを参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

3　e-Rad による応募について

応募者は、e-Rad ポータルサイトから応募要領及び提案書（様式）、契約書（案）（Word、一太郎、ＰＤＦ）をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成して下さい。提案書は日本語で作成して下さい。

※　e-Rad システム上は、提案者から直接農林水産技術会議事務局に対して応募することも可能ですが、委託プロジェクト研究では組織として応募していただく必要がありますので、必ず所属研究機関の事務代表者による e-Rad システム上での承認を得た上で応募して下さい（提案者が直接応募することは避けて下さい。）。

※　共同研究機関が研究機関コード・研究者番号を取得していない場合であっても、中核機関が当該コード・番号を取得している場合は、当該システムへの入力が可能です。なお、その場合、受託機関決定後速やかに、全ての共同研究機関において研究機関コード・研究者番号の取得をしていただき、e-Rad 上の「研究分担者」欄へ共同研究者情報について入力していただくこととなります。

4　応募受付期間

平成２３年１月６日（木）～平成２３年２月２１日（月）１７：００

※余裕を持って早めにご応募下さい。

5　e-Rad 使用上の注意事項

①　提出書類（アップロードファイル）は「Word」又は「一太郎」のいずれかの形式にて作成し、応募して下さい。「Word」又は「一太郎」の推奨動作環境については、ポータルサイトを参照して下さい。

②　提出書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換します。提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとして下さい。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

③　アップロードできるファイルの最大容量は 3MB までです。複数のファイルをアップロードすることはできません。

④　外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認して下さい。利用可能な文字に関しては、e-Rad ポータルサイトに掲載されている操作マニュアル（「研究者向け」1.7-3 ～ 1.7-4　http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html）を参照して下さい。

⑤　提出書類をアップロード後、「受付状況一覧」画面の受付状況が「所属研究機関受付中」となっている間は、所属研究機関の事務担当者（e-Rad では、所属研究機関の事務代表者と事務分担者（e-Rad の事務を分担する者）を総称して事務担当者と称します。）から農林水産省へはまだ提出されていない状態ですので、提案内容を修正することが可能です。所属研究機関の事務代表者がシステム上の承認行為を行う

と、農林水産省に提出されたとの扱いとなります（「受付状況一覧」画面の受付状況が、「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」と表示されます。）。

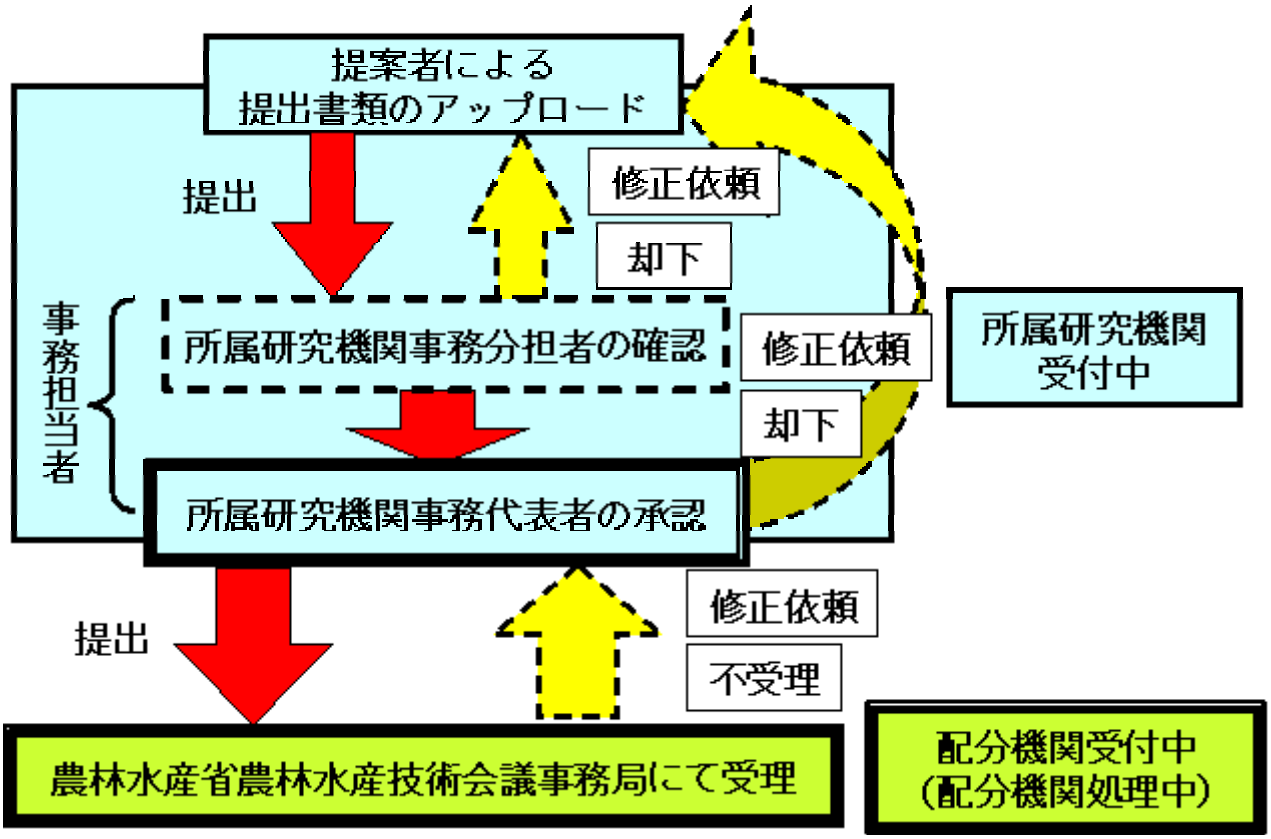
なお、提出した応募書類を締切期限内に差し替え・修正を行う場合は、事前に農林水産技術会議事務局担当者までご連絡下さい（予め農林水産省側で、上書き禁止の解除操作を行わないと、応募書類をシステム上で修正することができません。）。その場合、提出期限までに提出できない場合は、無効となります。

⑥　提出締切日までにシステムの「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。応募書類の受理状況を必ず確認して下さい。

⑦　応募受付期限までに e-Rad による応募手続きの操作を必ず完了して下さい。応募受付期限前に e-Rad にログインした場合であっても、応募受付期限の時刻を過ぎてから所属研究機関の事務代表者が承認操作を完了した場合には操作自体が無効となりますのでご注意下さい（この場合、農林水産省に提案書類は提出されていません。）。締切日間際に、応募者側のサーバーダウン等のトラブルが万が一発生した場合、e-Rad へのデータの入力ができなくなることが予想されますので、余裕を持って早めに（少なくとも締切り一週間程前には）データの入力を行って下さい。

⑧　e-Rad で、「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となった後、１週間程度は、農林水産省担当者より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、提案者と確実に連絡が取れるようにして下さい。

e-Rad による提案書類提出の流れ



「受付状況一覧」画面における「応募状況」の表示

作成中	提案者が入力途中の応募情報を一時保存した状態です。[再開]ボタンから応募情報の作成作業を再開することができます。
未確認	提案者が作成した自分の応募情報を提出していない状態です。[提出]ボタンをクリックしないと、応募情報は所属研究機関事務担当者に受付けられません。
修正依頼	提出した応募情報に対して、所属研究機関事務担当者又は農林水産省担当者から修正依頼が入ってる状態です。[修正]ボタンから応募情報を修正し、再度提出して下さい。
所属研究機関受付中	応募情報が所属研究機関事務担当者に受付けられた状態です。所属研究機関事務担当者から農林水産省の担当者にはまだ提出されていません。
配分機関受付中	提案者が提出した応募情報を事務代表者が承認し、農林水産省の担当者に受付けられた状態です。
配分機関処理中	提出した応募情報は農林水産省の担当者に受理されました。
却下	提案者が提出した応募情報は、所属研究機関事務担当者が却下しました。却下理由は所属研究機関事務担当者に確認して下さい。
不受理	提出した応募情報は、農林水産省の担当者が不受理にしました。不受理理由は農林水産省の担当者に確認して下さい。

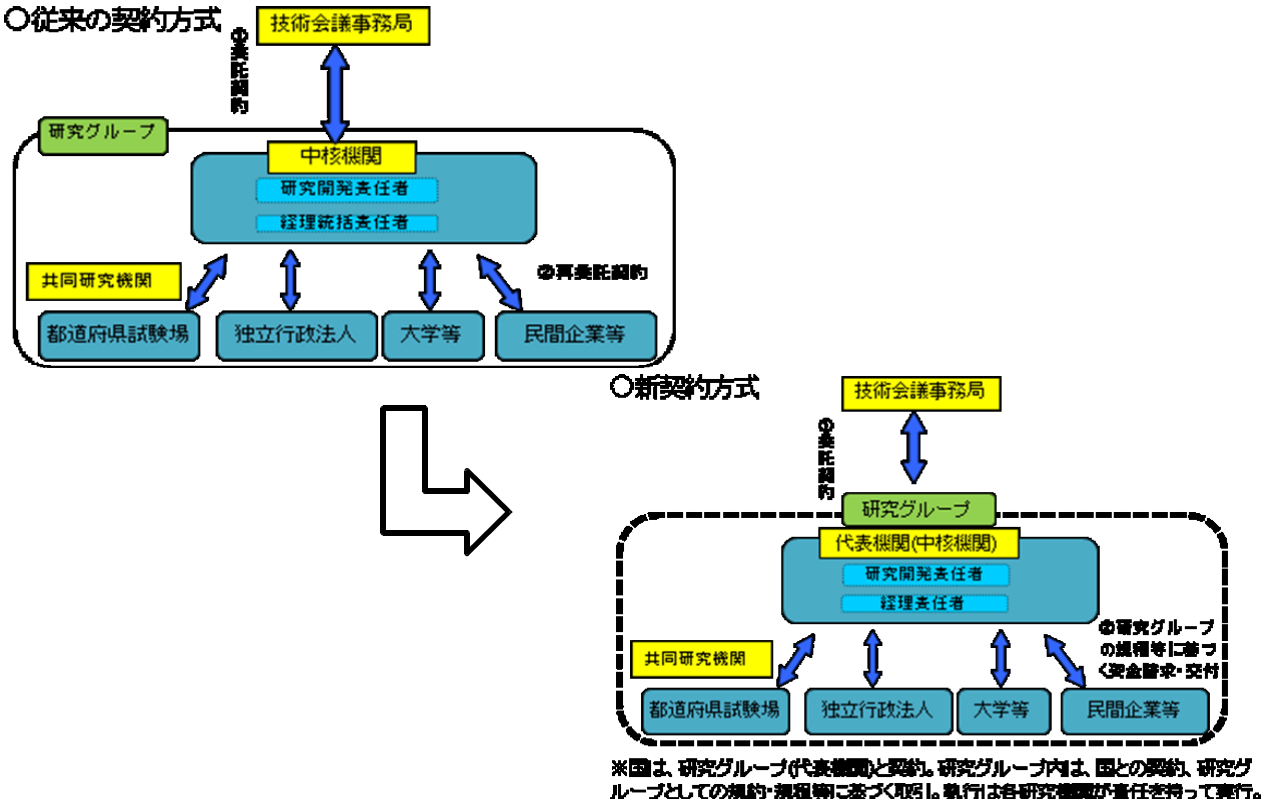
別紙２

農林水産研究委託事業に係る新たな契約方式について

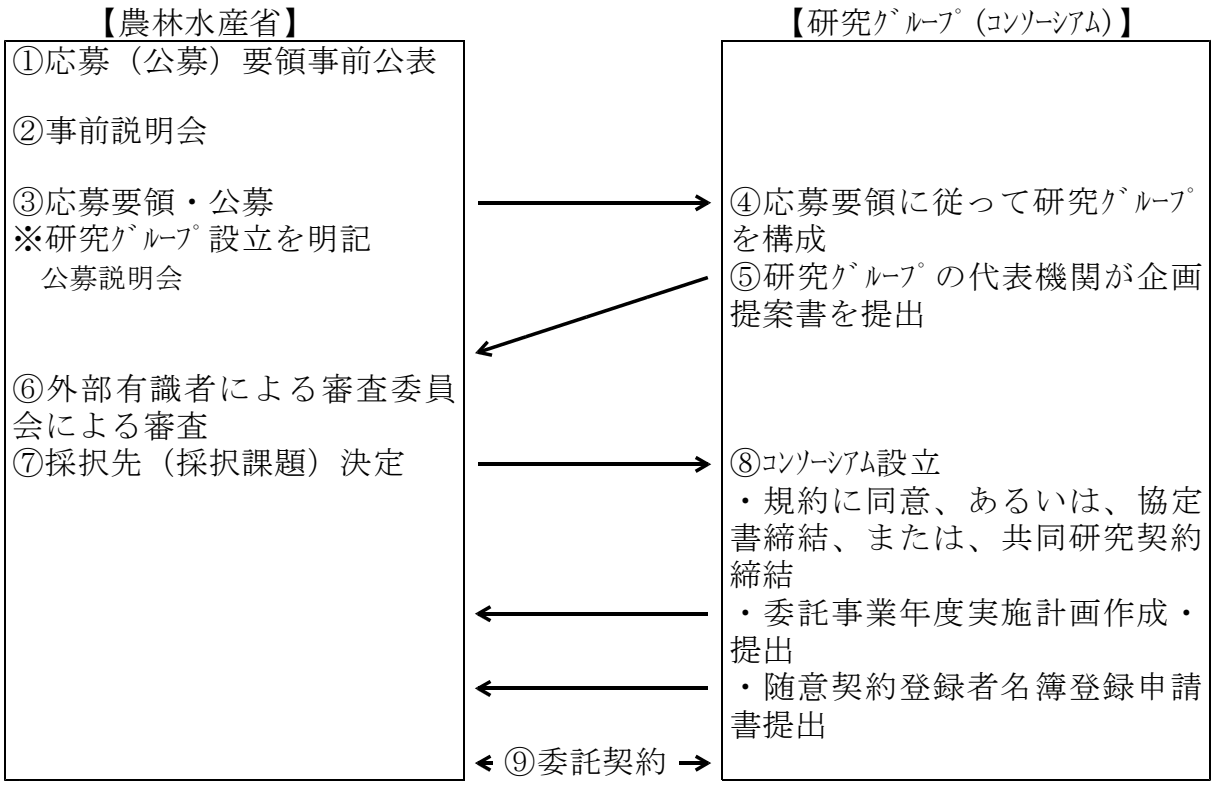
１．趣旨

農林水産研究委託事業の契約については、これまで複数の機関が共同して研究を行う場合は、研究ｸﾞﾙｰﾌﾟを構成し、当該研究ｸﾞﾙｰﾌﾟの代表的な機関と農林水産省との間で委託契約を締結した上で、代表的な機関において、事業の一部を研究ｸﾞﾙｰﾌﾟ内の共同研究機関と再委託契約を締結することにより委託事業を実施していただいていたところです。

農林水産研究委託事業への応募、事業の実施に当たっては、複数の研究機関が共同して研究ｸﾞﾙｰﾌﾟを構成していること及びその研究機関相互の関係を考慮し、従来の再委託方式から共同研究を実施しているという実態に即した契約方式に改め、研究機関が共同して構成した研究ｸﾞﾙｰﾌﾟと農林水産省が契約することとします。

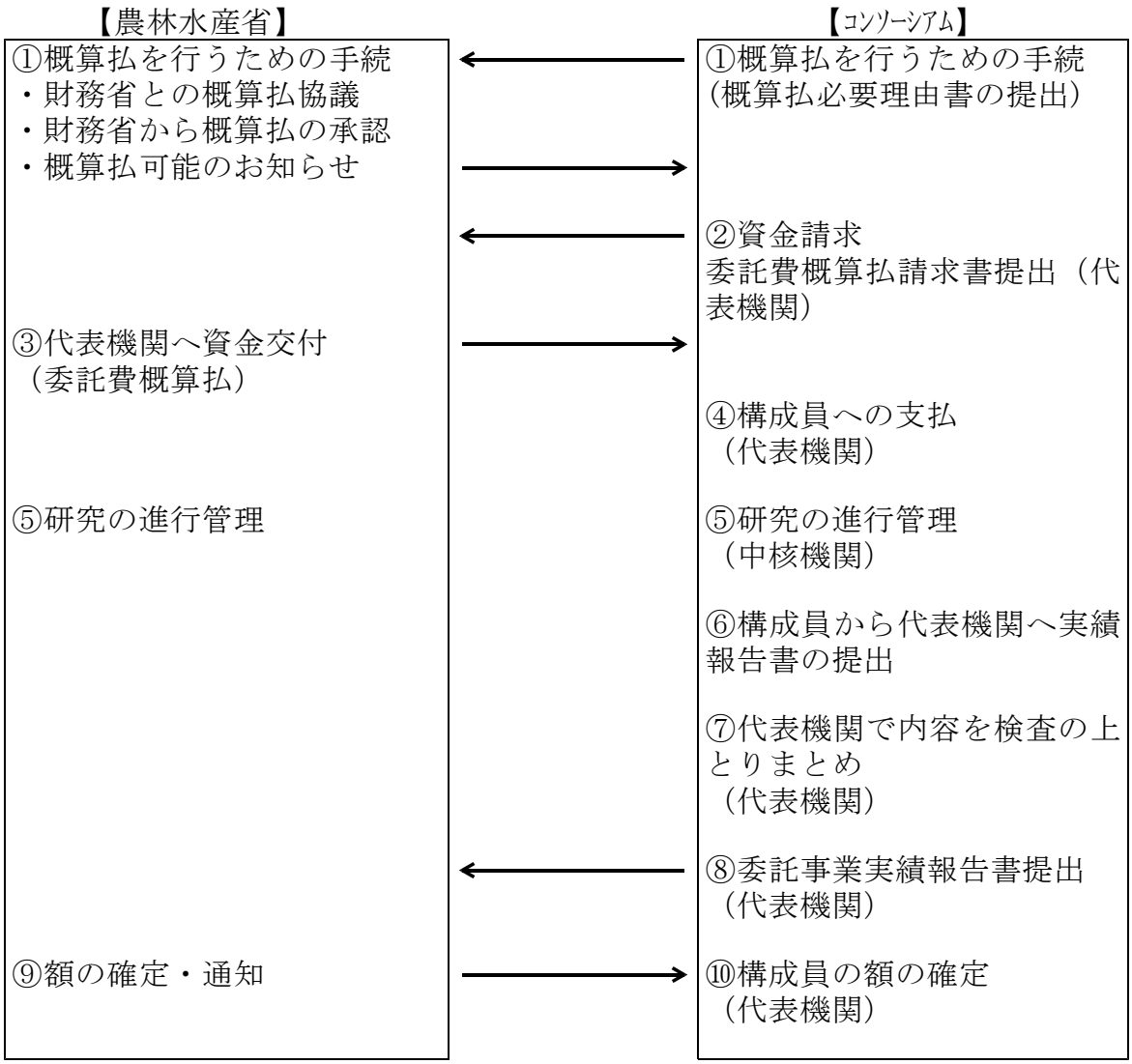


２．公募から契約締結までの事務の流れ



※注１：⑧により、研究ｸﾞﾙｰﾌﾟとして契約する体制を構築。
※注２：随意契約登録者名簿登録申請書は、農林水産省との契約を代表機関である法人名等で行う場合であって、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は提出不要。

３．契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）



※詳しくは、「http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2011/project2011_new_expansion.htm」をご参照下さい。

別紙３（提案書様式）

〔表紙〕

「○○○○○○○○○○○○（委託プロジェクト研究名）」に対する
提　案　書

研究課題名：「○○○○○の研究開発」
（別紙４～１０委託プロジェクト研究の２．に示した研究課題のうち提案する研究課題名を記載して下さい。）

※提案書は、研究課題ごとに作成して下さい。

平成○○年○○月○○日

研究機関名　　○○○○○株式会社
代表者氏名　　代表取締役社長　○○　○○　印　（※）
所　在　地　　○○県○○市・・・・・・(郵便番号○○○－○○○○)
連　絡　先　　所　属　○○部　△△課

役職名　○○○○部長
氏　名　○　○　　○　○
所在地　○○県○○市・・・・・・(郵便番号○○○－○○○○)
※連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載
ＴＥＬ　△△△△－△△－△△△△（代表）内線△△△△
ＦＡＸ　△△△△－△△－△△△△

（※）　応募者が所属する機関の長（研究グループの場合は中核機関）の押印が必要となりますので、押印した応募書類をＰＤＦに変換してアップロードして下さい。

研究開発計画委託事業提案書**［要約版］**注）1

研究課題名	「○○○○○の研究開発」
１．研究開発の概要	提案書[本文]１の内容を数行程度で簡潔に記載して下さい。
２．研究体制	提案書[本文]２の内容を数行程度で簡潔に記載して下さい。
３．研究期間及び予算規模	提案書[本文]４の内容を数行程度で簡潔に記載して下さい。
４．連絡先 （共同で研究する場合は中核機関の連絡先）	研究機関名： 所　在　地：（〒○○○－○○○○ ） 担　当　者：所　　属 役　職　名 氏　　名 所　在　地　注）２ Ｔ　Ｅ　Ｌ Ｆ　Ａ　Ｘ

注）１．要約版は１枚以内にまとめて下さい。
　　２．研究機関の所在地と一致する場合は記載の必要はありません。

［本文］

委託プロジェクト研究名：「○○○○○○○○○○○○○○（委託プロジェクト研究名）」

研　究　課　題　名：「○○○○の研究開発」

１　研究開発の内容及び目標

１－１　研究開発の内容

「○○○○の研究開発」　　（○○○株式会社）

［研究開発の内容］

受託を希望する研究課題について、提案する研究開発の方式又は方法について、別紙４～１０の２で提示した研究開発の具体的内容及び達成目標を踏まえて、具体的に記載して下さい。また、２．の目標を達成するために解決すべき技術的問題とそれを解決する手法について、従来から一般的に行われてきた方法（従来技術等）と比較するなどして、わかりやすく記載して下さい。

必要であれば、この研究内容の理解を容易にする図等を添付して下さい。

また、研究グループによる研究の場合は、その共同研究機関をメンバーとする理由及び役割分担を明確にするとともに、研究内容を記載して下さい。

例えば、共同研究機関がある場合には、下記のとおり記載して下さい。

（１）中核機関

△△△△株式会社

①「△△△△△の研究開発」【○○年度～○○年度】

［研究開発の内容］

②「×××××の研究開発」【○○年度～○○年度】

［研究開発の内容］

（２）共同研究機関

□□□□株式会社

メンバーとする理由

△△△に関する研究には、同社の○○の技術が不可欠であるため。

①「△△△△△の研究開発」【○○年度～○○年度】

［研究開発の内容］

②「◎◎◎◎◎の研究開発」【○○年度～○○年度】

［研究開発の内容］

１－２　研究開発の目標

提案する研究課題に係る研究開発の目標について、別紙４～１０で提示した達成目標（最終目標、性能、定量的な検討件数等）に留意し、年度ごとに具体的に記載して下さい（「△△△△が可能なこと。」、「○○○○式であること。」、「△△△△については○○以上であること。」、「○○個以上について△△する。」、その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載して下さい。）。

上記の研究開発の目標（達成目標、性能、定量的な検討件数等）については、その設定理由や設定が妥当である理由を、記載して下さい。

２　事業実施体制

２－１　事業実施責任者（研究開発責任者、経理統括責任者、研究実施責任者、経理責任者）

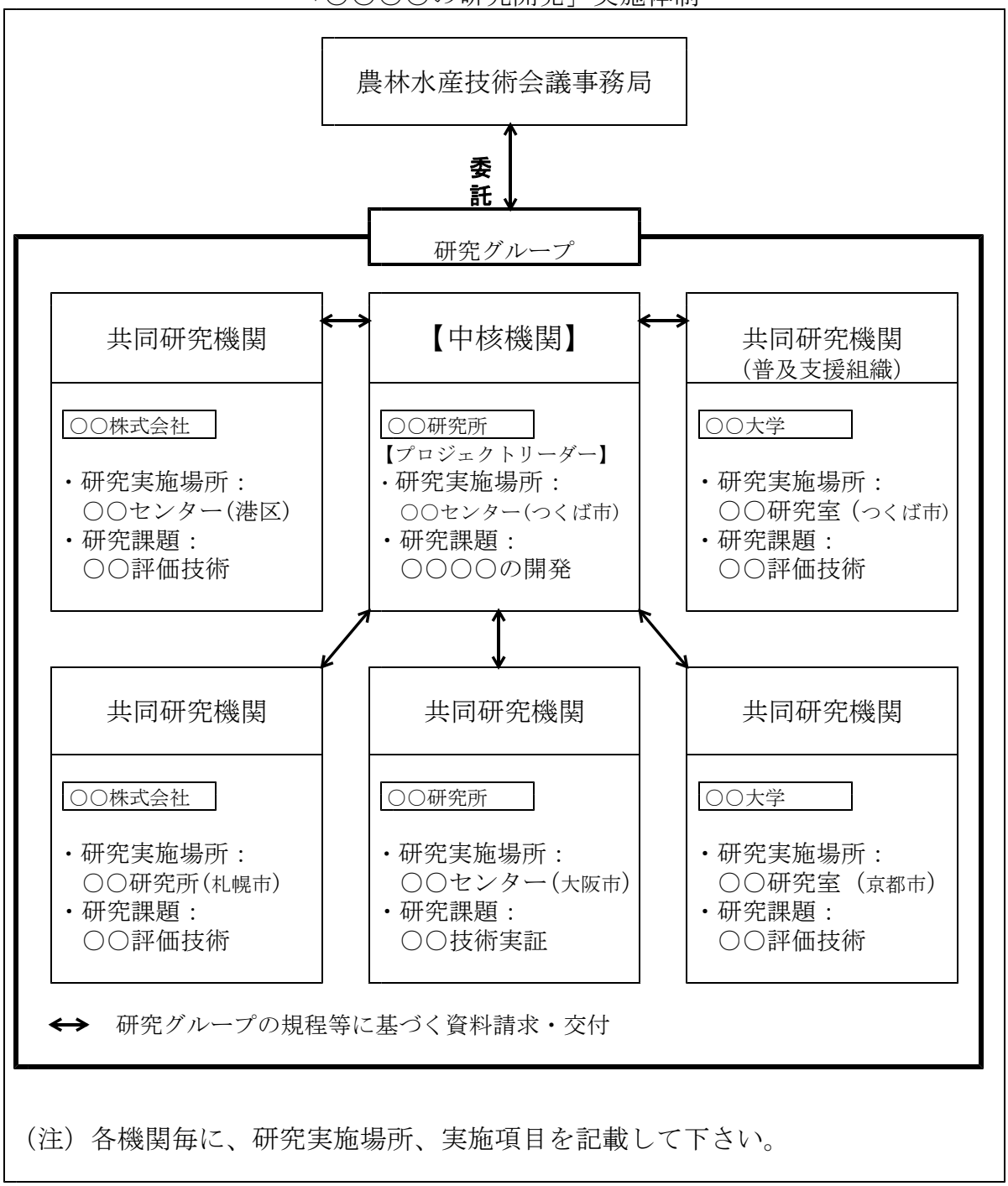
中核機関	機関名				
	研究開発責任者（プロジェクトリーダー）	ふりがな 氏　名		役職名	
		所　属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)	FAX	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
	経理統括責任者	ふりがな 氏　名		役職名	
		所　属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)	FAX	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
	研究実施責任者	ふりがな 氏　名		役職名	
		所　属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)	FAX	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
	経理責任者	ふりがな 氏　名		役職名	
		所　属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)	FAX	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
共同研究機関	機関名				
	研究実施責任者	ふりがな 氏　名		役職名	
		所　属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)	FAX	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
	経理責任者	ふりがな 氏　名		役職名	
		所　属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)	FAX	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
共同研究機関	機関名				
	研究実施責任者	ふりがな 氏　名		役職名	
		所　属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)	FAX	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
	経理責任者	ふりがな 氏　名		役職名	
		所　属	○○○部○○課		
		TEL	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊(内線)	FAX	＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊

注）１．中核機関及び全ての共同研究機関について事業実施責任者を記載して下さい。
２．研究開発責任者と経理統括責任者、研究実施責任者と経理責任者は、別の者である必要があります。
３．必要に応じて用紙を追加して作成して下さい。

２－２　研究実施体制図

（例示）

「○○○○の研究開発」実施体制



（注）各機関毎に、研究実施場所、実施項目を記載して下さい。

２－３　研究実施場所

提案された研究課題を実施する場所とその選定した理由を記載して下さい。

（記載例）

中核機関：○○○○研究所
　　○○センター
選　定　理　由：□□□□
共 同 研 究 機 関：△△△△研究所○○センター
　　△△△△株式会社△△センター
　　△△△△大学○○研究室
選　定　理　由：□□□□
（一部本邦外で実施する場合は、その理由も記載して下さい。）

２－４　研究開発責任者（プロジェクトリーダー）研究経歴書並びに研究員一覧及び研究員研究経歴書

研究開発責任者（プロジェクトリーダー）について、研究開発責任者研究経歴書（様式１）に記載して下さい。

中核機関及び共同研究機関の本研究課題に関係する研究員について、研究経歴を研究員一覧（様式２）及び研究員研究経歴書（様式３）に記載して下さい。

なお、研究支援者（分析・実験・研究補助担当者、装置製作・改造等担当者等）については、必ずしも提出の必要はありません。

２－５　研究実施機関（中核機関及び共同研究機関）

研究実施機関（中核機関及び共同研究機関）の業務概要、研究員数、財務状況等について、（様式４）に記載して下さい。

３　当該技術又は関連技術の研究開発実績

３－１　当該提案に有用な研究開発実績

研究課題に沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発又は本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置付け等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを携わる全ての研究機関を対象に記載して下さい。

なお、関連の特許や論文等の一覧は別紙で記載していただいても結構です。

３－２　当該提案に使用する予定の設備等の保有状況

本委託事業を進めるに当たって使用する予定の主な設備等の保有状況とその用途を記載して下さい。

（例示）

設備等の名称	内　　容 （使用目的、仕様等を記載して下さい。）

４　研究開発予算と研究員の年度展開及び初年度予算の概算

４－１　研究開発予算と研究員の年度展開

本委託事業を進めるためには、いかなる研究課題をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要となるか以下のような一覧表にまとめて下さい。

なお、参考のため、研究計画スケジュールを表す線の下の（　）内には、その年度に投入される研究員の予定人数を記載して下さい。

（単位：千円、人）

研究課題	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	計
１　○○○の研究開発						
１－１○○○の調査	＊＊＊ （＊）					＊＊＊ （＊）
１－２○○○の開発	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）				＊＊＊ （＊）
２　△△△の研究開発						
２－１×××の研究		＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）
２－２□□□の研究			＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）
合　　計	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）	＊＊＊ （＊）

注）１．消費税は、研究課題毎に内税で計上して下さい。

２．提案に当たっての参考として、研究開発期間５年間の総事業費は、平成２３年度当初予算×５年間が一つの目安として想定されますが、提案者が研究課題を遂行するために必要な研究開発費を計上して下さい。なお、予算規模は、社会・経済状況、研究開発費の確保状況等によって変動し得ることもあり、総事業費規模については農林水産技術会議事務局が確約するものではありません。

４－２　平成２３年度経費の見積

研究開発に必要な経費の見積額を応募要領６の（２）に定める委託経費の対象となる経費に従って、記載して下さい。

(積算例)　　(単位：円)

区　　分	積算内訳	
Ⅰ　直接経費		＊＊，＊＊＊
１　人件費	＊＊，＊＊＊	
２　謝　金	＊＊，＊＊＊	
３　旅　費	＊＊，＊＊＊	
４　試験研究費	＊＊，＊＊＊	
①　機械・備品費	＊＊，＊＊＊	
②　消耗品費	＊＊，＊＊＊	
③　印刷製本費	＊＊，＊＊＊	
④　借料及び損料	＊＊，＊＊＊	
⑤　光熱水料	＊＊，＊＊＊	
⑥　燃料費	＊＊，＊＊＊	
⑦　会議費	＊＊，＊＊＊	
⑧　賃　金	＊＊，＊＊＊	
⑨　雑役務費	＊＊，＊＊＊	
Ⅱ　一般管理費		＊＊，＊＊＊
Ⅲ　消費税等相当額		＊＊，＊＊＊
総　　額		＊＊，＊＊＊

注）１．一般管理費の算定は、４試験研究費の１５％以内で計上して下さい。

２．Ⅲ消費税等相当額は、Ⅰ、Ⅱの経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の５％を計上して下さい。

５　研究開発の実績等

５－１　現に実施又は応募している公的資金による研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による研究開発がある場合には、今回応募する研究開発責任者のほか、中核機関及び共同研究機関の研究員ごとに、制度名、研究課題名、実施期間及び予算額を記載して下さい。また、今回応募する研究課題と関連する場合は、その研究成果・内容を簡潔に記載するとともに、本委託事業の研究課題と明確に区別できることを記載して下さい。

（記載例）
研究開発責任者名（所属機関）
○○費（○○省）、「・・・に関する技術開発」（2005 ～ 2009）
○○助成費（○○省）、「・・・に関する研究」（申請中）（2009 ～ 2012）
共同研究機関の研究員（所属機関）

５－２　共同研究機関のグループとしてのこれまでの活動状況

研究課題を応募するに当たって、共同研究機関のグループ（完全に同じ研究実施体制でなくても結構です。）としてのこれまでの活動状況（産学官連携に関する研究会、検討会への参画、他機関との共同研究実績等）について、簡潔に記載して下さい。

５－３　現に実施又はこれから実施予定の、自己資金により平行して実施する研究開発

本研究課題を受託した後に、当該委託業務から得られた研究開発成果を実用化するために必要な実証研究、最適化研究、製品開発などの研究開発を平行して実施する際は、その研究概要、目標（性能等）を明らかにして下さい。

また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを記載して下さい。

６　契約書に関する合意

農林水産技術会議事務局より提示された委託契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、下記の文章を記載して下さい。

「○○　○○（代表者氏名）」は、研究課題「○○○○○の研究開発」の契約に際し、農林水産技術会議事務局より提示された委託契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で、提案書を提出します。

様式１

研究開発責任者　研究経歴書

氏　名		生年月日	年　月　日 （　歳）
①所属			
②学位　〔授与機関〕 〔学　　位〕 〔取 得 年〕 〔専　　攻〕			
③研究開発実務及び管理の経歴並びに受賞歴 （記載例） 平成○○－○○年 ○○の研究開発 平成○○　　○○の研究開発に関し○○学会○○賞受賞 平成○○－○○年「○○の研究開発プロジェクト」においてプロジェクトリーダー			
④現在参画しているプロジェクト名 （記載例） ○○省「○○の研究開発プロジェクト」において○○の研究開発			
⑤本研究開発に関連する最近５年間の主要論文、研究発表、特許等（筆頭者である必要はありません。） （記載例） 〔論文〕 １）山田太郎他、”○○の個体有機構造”、○○学会誌、７２巻１０号、ｐ．９３０，１９９８ 〔研究発表〕 １）T.Yamada,et.al,"Improvement of xxxxx Composites by xxxxxx" ,The xxx Fall meeting ' 99, Oct. 12, 1999. 〔特許〕 １）山田太郎他、”○○組成物”、特開平１０－１２３４５６			
⑥本研究課題との関係 （記載例） 平成○年度から、本研究課題に関連する先導調査研究「○○の調査研究」に従事し、○○調査委員会の委員長を務める等主導的役割を果たしてきた。			

－記載方法－

１．研究開発管理の経歴には、研究開発プロジェクトにおけるプロジェクトリーダー、研究代表者、企業等における研究開発マネジメント等全てのご経験をご記入下さい。

２．「本研究開発に関連する最近５年間の主要論文、研究発表、特許等」とは、本研究課題に関連する研究成果とします。研究成果を示すものとしては、「論文（研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可。）」、「研究発表（学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可。）」、「特許」等があり得ますがこれに限定しません。なお、共著者、共同発表者又は共同発明者でもかまいません。
「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち１つについて当該分野に関する研究成果を示す記載があることが必要です。これらがない研究者においては、当該研究課題を遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載して下さい。 技術者や分析担当者・技術動向調査担当者等の場合には、[論文」「研究発表」「特許」等はない場合があり得ます。この場合は、当該人物が研究に不可欠である旨を彼らが有する技能や経験の観点から記載して下さい。

３．記載紙面が不足した場合は、適宜追加して下さい。

様式２

研究員一覧

氏　名	所属・役職（職名）	主な研究経歴又は実績	ｴﾌｫｰﾄ（%）
○　○　　○　○ （△△博士）	（株）○○○○○ ○○○部○○○課長	当該研究課題に関連する主な研究経歴を数行程度で記載（研究員研究経歴書（様式３）を添付）	○○

注）人件費を計上する場合には、エフォート欄に各研究員の年間の全仕事時間を１００％とした場合に対する本委託事業が占める時間の配分割合（％）を整数で記載して下さい。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、通常の業務活動を含めた実質的な全仕事時間を指します。

様式３

研究員　研究経歴書

氏　名		生年月日	年　月　日 （　歳）
①所属			
②学位　〔授与機関〕 〔学　　位〕 〔取 得 年〕 〔専　　攻〕			
③研究開発経歴、受賞歴 （記載例） 平成○○－○○年　○○の研究開発 平成○○　　○○の研究開発に関し○○学会○○賞受賞 平成○○－○○年「○○の研究開発プロジェクト」においてプロジェクトリーダー			
④現在参画しているプロジェクト名 （記載例） ○○省「○○の研究開発プロジェクト」において○○の研究開発			
⑤本研究開発に関連する最近５年間の主要論文、研究発表、特許等（筆頭者である必要はありません。） （記載例） 〔論文〕 １）山田太郎他、”○○の個体有機構造”、○○学会誌、７２巻１０号、ｐ．９３０，１９９８ 〔研究発表〕 １）T.Yamada,et.al,"Improvement of xxxxx Composites by xxxxxx" ,The xxx Fall meeting ' 99, Oct. 12, 1999. 〔特許〕 １）山田太郎他、”○○組成物”、特開平１０－１２３４５６			
⑥本研究課題における役割 （記載例） 平成○年度から、本研究課題に関連する「○○の研究」に従事し、専門分野である△△△の研究開発実績を基に□□□の目標をクリアのための研究に従事する。			

－記載方法－

１．研究開発経歴は現職を含みます。過去の研究実績（参画プロジェクト）については、自社プロジェクトのみならず受託プロジェクト等も含めて下さい。

２．「本研究開発に関連する最近５年間の主要論文、研究発表、特許等」については、研究開発責任者研究経歴書（様式１）の記載方法の２をご参照願います。

３．研究経歴書は、登録研究員全員分をご提出願います。人件費の発生しない研究員を登録する場合には、その旨を⑥に記載下さい。

様式４

研究実施機関（中核機関及び共同研究機関）

<table>
<tr><td rowspan="7">中核機関</td><td>機関名</td><td colspan="4">●●●●</td></tr>
<tr><td>業務概要</td><td colspan="4">業務概要を２～３行で簡潔に記載ください。業務概要がインターネット上で閲覧可能な場合は、ホームページアドレスを記載して下さい。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">研究員数</td><td colspan="2">在籍する研究員総数（概数）</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち、当該研究課題に携わる研究員数（概数）</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">財務状況
注）２～４</td><td>年　度</td><td>平成１９年度</td><td>平成２０年度</td><td>平成２１年度</td></tr>
<tr><td>当期純利益（千円）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>資本金　　（千円）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合　　注）５</td><td colspan="3">○○．○　　％</td></tr>
<tr><td colspan="2">知的財産への取組状況　　注）６</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">共同研究機関</td><td>機関名</td><td colspan="4">●●●●</td></tr>
<tr><td>業務概要</td><td colspan="4">業務概要を２～ 3 行で簡潔に記載ください。業務概要がインターネット上で閲覧可能な場合は、ホームページアドレスを記載して下さい。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">研究員数</td><td colspan="2">在籍する研究員総数（概数）</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち、当該研究課題に携わる研究員数（概数）</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">財務状況
注）２～４</td><td>年　度</td><td>平成１９年度</td><td>平成２０年度</td><td>平成２１年度</td></tr>
<tr><td>当期純利益（千円）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>資本金　　（千円）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合　　注）５</td><td colspan="3">○○．○　　％</td></tr>
<tr><td colspan="2">知的財産への取組状況　　注）６</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注）１．中核研究機関及び全ての共同研究機関について、記載して下さい。必要に応じて用紙を追加して作成して下さい。いずれの項目も概略でかまいません（詳細なパンフレット等の添付は不要です。）。

２．財務状況（当期純利益）は、「貸借対照表」又は「損益計算書」の金額を記入して下さい。

３．地方公共団体に関しては、財務状況（当期純利益及び資本金）の記入の必要はありません。

４．国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合に関しては、特例民法法人についてのみ、平成２１年度の割合を記載して下さい。

５．知的財産への取組状況に関しては、知的財産に係る体制、知的財産ポリシーの作成、その他取組について記載して下さい。

別紙４

農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発

１．事業概要

我が国においては少子高齢化の進行に伴い農林水産物・食品の消費拡大が限界を迎えており、農林水産業及び食品産業の維持発展のためには農産物等に新たな付加価値を創出することが重要となっています。また、我が国は世界に冠たる長寿社会ですが、高齢化の進行や脂質の過剰摂取等に伴い、生活習慣病等の拡大やそれに伴う国民生活の質の低下、医療費の増加等が問題となっている中、生活習慣病等の疾病の予防方法の１つとして、近年明らかになりつつある農産物等の有する機能性の活用が期待されています。

農産物等の機能性の研究においては、機能性が期待される成分について、含有量の分析、作用メカニズムの解析、安全性の評価、機能性成分を多く含む農産物の開発等の多くの課題がありますが、これまでは、このような多くの課題に関する総合的な研究開発は不十分となっていました。

このため、本プロジェクトでは、農産物等に含有される特定の機能性成分が有する生体調節機能に関して、機能性成分の分析、その作用メカニズムの解析とヒトレベルでの有効性の検証及び機能性成分を多く含む農産物の開発等を総合的に行います。

２．公募研究課題別の研究開発内容、目標等

我が国の主要な農産物等に含有される特定の機能性成分が有する生体調節機能に関する研究開発について、以下の「公募研究課題１」から「公募研究課題３」までの研究課題を全て含む提案を募集します。なお、類似の構造を有する成分であれば、複数の成分を対象とした研究開発とすることができます。

（研究実施期間（予定））

平成２３年度～平成２５年度（３年間）

（１）「公募研究課題１」機能性成分の分析技術の開発

①　研究開発の具体的内容

農産物等の機能性成分の含有量について、農産物等と機能性成分の特性に応じて、前処理の方法、測定機器の条件設定等の実施手順を含めた分析法の開発を行い、複数の研究室間でその信頼性を調べます。

また、開発した技術を用いて主要な農産物等に含まれる機能性成分の含有量を測定し、それらの含有量を整理したデータベースの作成を行います。

〈留意事項〉

・　機能性成分のデータベースは、これまでの研究等から対象とする機能性成分を含むとの知見が得られており、通常の食生活において重要と考えられる農産物等を対象とし、可食部に含まれる機能性成分を測定します。また、データベース作成のために測定する農産物等の適切なサンプリング手法を提案に含めます。

・　データベースの作成にあたっては、フォーマットの作成等について他の採択先との連携を図ることとします。

②　達成目標（最終目標）

機能性成分の分析・測定手法のマニュアルを作成します。また、機能性成分の含有量を整理したデータベースの作成を行います。

（２）「公募研究課題２」機能性成分の生体調節機能の解析

①　研究開発の具体的内容

成分の特性に応じて、機能性成分の摂取及びその後の代謝に伴う遺伝子及びタンパク質発現等を分析するとともに培養細胞実験を行うことにより機能性成分の生体調節に係る作用メカニズムを明らかにします。

また、農産物等に含有される機能性成分を摂取することによる生体調節機能及び機能性成分の安全性について動物実験による解析や疫学研究（観察研究及び介入研究）によるヒトレベルでの解析を行います。

〈留意事項〉

・　対象とする生体調節機能は、血糖値上昇抑制や脂質代謝改善のような具体的な指標を設定することとします。

・　ヒトレベルでの検証においては、農産物等として摂取した場合の機能性の検証を目標とします。

・　本プロジェクトでは、農産物等を通常の食生活で摂取した場合の機能性に関する研究を行うものですが、機能性成分を多量に摂取した場合の生体への負の作用についての評価も行います。

②　達成目標（最終目標）

採択先ごとに、農産物等の機能性成分について生体調節機能を明らかにします。

（３）「公募研究課題３」機能性成分を高含有する農産物等の開発等

①　研究開発の具体的内容

ａ　機能性成分を効率的に摂取するため、機能性成分を高含有する農産物等の系統育成や品種選定等を行います。

ｂ　水分、温度、光、施肥などの栽培条件と機能性成分含量との関係を解明し、安定的に高含有させる栽培技術の開発等を行います。

ｃ　農産物等の収穫後の貯蔵・流通条件や加工・調理条件と機能性成分含量の変動の関係を解明し、機能性成分の含量を安定化させる技術の開発

等を行います。

〈留意事項〉

・　農産物等の特性に応じて、aからcの技術開発のうち、１つ又は複数の技術開発を行います。
・　機能性成分を高含有する農産物等の開発等にあたっては、機能性成分の生体調節機能及びヒトにおける摂取目安量等に基づき、機能性成分の含量に関する適切な目標を設定することとします。

②　達成目標（最終目標）

採択先ごとに、１つ以上の品目について、機能性成分を高含有する農産物等を消費者へ提供します。

３．平成23年度の委託研究費限度額及び委託件数

１件の委託研究費の上限は１００，０００千円とします。複数の提案を採択し、採択の全体額としては４７５，０００千円。

〈留意事項〉

・　本プロジェクトでは、「公募研究課題１」から「公募研究課題３」において同じ成分を対象とした研究を行う等、３つの公募研究課題を全て含む提案を対象としています。但し、既存の研究知見の活用等により一部を実施しない場合は、その理由等を含めた上で提案することは差し支えありません。

また、本プロジェクトでは一定の研究知見のある機能性成分や農産物等を対象としているため、新規成分の探索等は除外されます。審査委員会では、これまでの研究知見に加えてプロジェクト実施で見込まれる成果等についても審査が行われます。

・　採択の決定の際は、審査委員会の結果等を踏まえ、研究内容の見直しやそれに伴う研究費の見直しがあり得ることをあらかじめご承知おき下さい。
・　また、採択後の研究実施に当たっては、各提案内の研究実施機関に加えて各提案間の研究実施機関においても、定期的に密な意見交換や情報交換を行い、知見や研究情報を共有していただきます。

４．普及支援組織の参画について

本プロジェクトにおいては、医療関係者、農協や都道府県等、プロジェクトの成果の普及を支援する組織の参画が必要となります。

５．問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締め切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を農林水

産技術会議事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おき下さい。

記

○　公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究開発官（食料戦略）室　担当者　坂田
ＴＥＬ：０３－３５０２－２５４９
ＦＡＸ：０３－３５０２－４０２８

○　契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班　担当者　藤原
ＴＥＬ：０３－３５０２－７９６７
ＦＡＸ：０３－５５１１－８６２２

別紙５

画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備

１．事業概要

これまでの農畜産物ゲノム研究においては、ゲノム塩基配列の解読とともに、農業上重要な形質を担う遺伝子の単離や育種の効率化を図るためのＤＮＡマーカーの開発等を進めてきました。これらの情報は、新たな作物や家畜の作出を効率的に進める上で、非常に有用な資産となります。

さらに、ゲノム解析機器の技術革新により迅速かつ安価なゲノム解析が可能となっていることから、これを用いて多種多様な遺伝資源のゲノム情報を解読し、塩基配列の相同性や差異、形質情報等との関連を解析することで、新規遺伝子の単離やＤＮＡマーカーの開発の加速化、鍵となる遺伝子にターゲットを絞った品種開発など一層の育種効率向上が可能となります。

そこで、これまでに生み出されたゲノム情報等を利用しやすい形で研究者に提供するデータベースを構築、運営するとともに、超高速シーケンサー等の先端技術を効果的に活用し、大量の一次情報を高速・高精度で処理する手法の開発と、ゲノム情報を形質情報と関連づけ農業上重要な形質を担う新規遺伝子の単離やＤＮＡマーカーの開発を支援するシステムを構築します。

２．公募研究課題別の研究開発内容、目標等

「公募研究課題」ゲノム情報データベースの整備

（１）研究開発の具体的内容

独立行政法人農業生物資源研究所（茨城県つくば市観音台）内に設置、運用されている「農林水産生物ゲノム情報統合データベース」（以下「旧データベース」とする。）の機能及び保存データ（資料１）(注)を継承、拡充した新規データベースを整備するため、下記①に掲げるハードウェアを設置、運用するとともに、ユーザーの利便性向上に資する機能改良を行います。また、下記②に掲げる高次解析システムを開発し、上記データベースと併せて運用します。

（注）本文中の資料１～３をご入り用の方は、下記担当までご連絡ください。
別途送付いたします。

①　データベースの改良、運用

これまでに蓄積されたゲノム情報データに加え、今後５年間で生み出されるデータの増大に対応できるハードウェアを整備し、ユーザーの評価等を踏まえて利便性向上に資する機能改良を行うとともに、データベースを運用します。

ａ）ハードウェアの構成

旧データベースの保存データ量並びに今後５年間で生み出される予定データ量、②で開発する解析システムを含む情報解析・提供機能が支障

なく作動する計算能力等を勘案して、想定するハードウェア能力は以下のとおりとします。

想定するハードウェア	最低限必要な水準
データベース公開用サーバ	同時に８０程度のウェブサービスを提供し、年間３０万訪問件数に対応できる能力を確保すること
ストレージ	旧データベースの保存データ量並びに今後５年間で生み出される予定データ量の合計(バックアップ分を含む)として、最終的に２ペタバイトの記憶容量及び大量データに効率よくアクセスできる高速・高信頼性領域を確保すること
情報解析サーバ	ＰＣクラスター及び大容量メモリサーバを用いて、新たに開発する「超高速シーケンサーに対応したゲノム断片の整列化機能」や「新規遺伝子予測機能」を支障なく提供できる計算能力を有すること
情報収集サーバ	外部のデータベースから定期的に関連更新情報を取り込む機能を有すること
情報利用サーバ	外部ユーザーがログインして利用できるオンライン解析機能を有すること
ネットワーク装置	高速ネットワーク接続（１０ギガベース以上）を確保すること
電源装置	データベース全体を最低３０分間無電源下で連続稼働できること

※　整備するハードウェアには、上記ハードウェアを制御、接続するためのシステム管理サーバやセキュリティ装置等を含む。

＜留意事項＞

・　ハードウェア構成の設計に当たっては、将来の管理、更新作業等を鑑み、「データの公開・検索」「大量情報解析」など機能目的別にハードウェアを分割運用できる形とします。

・　他方、一過性の作業負荷に対してデータベース全体で負荷を分散する仕組を導入する等、導入や運用に係るコスト低減に努めることとします。

ｂ）旧データベースからの移行

旧データベースをリースして、新規のデータベースを整備する間の運用を行うとともに、保存されているデータ等を新規データベースに移すための作業を行います。

＜留意事項＞

・　データ等を移動、保存するに当たって、新規データベースにおいては将来にわたって管理・増設に適したファイル・データの保存構造を設計することとします。

ｃ）生命科学データベース横断検索機能の開発

本データベースを含む国内外の主要な生命科学関連のデータベースを横断的に全文検索できる機能を、独立行政法人科学技術振興機構（以下「ＪＳＴ」とする。）の仕様（資料２）(注) に準じて開発、運用します。

ｄ）生命科学データベースアーカイブ構築機能の開発

本データベースを含む国内の主要な生命科学関連のデータセットを長期間安定的に維持・保管するため、統一の保存形式に変換、必要な情報を付す機能を、ＪＳＴの仕様（資料３）(注) に準じて開発、運用します。

ｅ）データベースの運用管理

１年を通じて最新の情報を切れ目なくユーザーに提供するため、ハードウェア及びソフトウェアの保守管理、新規データの取り込み・公表、ユーザー利便性向上に資する機能改良等を行います。

＜留意事項＞

・　ユーザー利便性向上に資する機能改良等、本公募研究課題の実施に伴い明らかとなる取組内容は、応募要領７の②のプロジェクト研究運営委員会と相談の上実施するものとします。

②　高次解析システムの開発

以下に掲げる各種解析機能を開発します。開発に当たっては、試作版を限定的に運用した上でユーザーからの評価に基づき必要な改善を行うこととします。

ａ）超高速シーケンサーに対応したゲノム断片の整列化機能

超高速シーケンサーを用いて農畜産物ゲノム解読を行うため、解読したゲノム断片を高速・高精度でつなぎ合わせ整列化する機能を開発します。

ｂ）ゲノム情報を活用した新規遺伝子予測機能

表現形質や遺伝子発現情報等とゲノム情報との関連を解析し、未確認の遺伝子の存在場所を予測する機能を開発します。

（２）達成目標（最終目標）

①　（１）の①のｃ）生命科学データベース横断検索機能の開発及びｄ）生命科学データベースアーカイブ構築機能の開発並びに②の高次解析システムの開発は、次に掲げる期限までに完了することとします（ただし、開発完了後に新規データの追加を踏まえた更新やユーザーからの評価等を踏まえた機能改良を行う場合は、この限りではありません）。

ａ）生命科学データベース横断検索機能：平成２５年度末

ｂ）生命科学データベースアーカイブ構築機能：平成２５年度末

ｃ）超高速シーケンサーに対応したゲノム断片の整列化機能：平成２４年度末

ｄ）ゲノム情報を活用した新規遺伝子予測機能：平成２６年度末

② データベースの運用に当たっては、２４時間・３６５日間のデータベース公開を目指し、年間の稼働率（※）を９９％以上とします（ただし、不測の停電等予期せぬ外的要因による停止時間は、稼働率算定から除外します）。

※ 年間の稼働率 ＝{年間予定稼働時間－（平均停止回数×平均復旧時間）}／年間予定稼働時間

③ 公開データの充実やユーザー利便性向上に資する機能改良等を通じ、データベースへの年間訪問件数を３０万件以上（研究目的以外のロボット自動巡回等を除く）とします。

（３）研究実施期間（予定）
平成２３年度～２７年度（５年間）

（４）平成２３年度の委託研究経費限度額　　３４３，０００千円

３．委託件数
原則１件とします。

４．問合せ先
上記の内容に関する問合せは、応募の締切までの間、下記において受け付けます。
なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を農林水産技術会議事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○ 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室
担当者　宇木、財津
ＴＥＬ：０３－３５０２－７４３５
ＦＡＸ：０３－３５９３－７２２７

○ 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班　担当者　藤原
ＴＥＬ：０３－３５０２－７９６７
ＦＡＸ：０３－５５１１－８６２２

別紙６

海洋微生物解析による沿岸漁業被害の予測・抑制技術の開発

１．事業概要

養殖を含む沿岸漁業は、我が国の海面漁業生産量の４５％を占め、多様な魚介類を食卓に提供する重要な役割を担っています。しかし、近年、沿岸漁業が営まれる沿岸漁場では、赤潮、貝毒、魚病（以下、「赤潮等」という。）など環境由来の漁業被害が発生し、沿岸漁業経営の安定化、水産物の安定供給の根幹に関わる問題となっています。

このような状況に対応するため、国、関係都道府県及び研究機関が連携した赤潮等の被害対策が進められており、養殖生け簀の移動や沈下、養殖魚の餌止め、出荷の前倒し等が行われています。これらの対策による被害の軽減効果をさらに高めるには、早期の発生予測による余裕を持った対処が必要ですが、現在の発生予測手法（海洋環境や原因プランクトン量等の監視による予測法）では、予報の早期化に限界があります。

このような状況を踏まえ､赤潮等の環境由来の漁業被害を軽減するために、海洋微生物群のモニタリングによる早期の被害発生予測技術及び海洋微生物群を利用した赤潮被害の発生抑制技術を開発します。

２．公募研究課題別の研究開発内容、目標等

（１）「公募研究課題１」メタゲノム解析による微生物相の把握及び漁場環境評価技術の開発

①　研究開発の具体的内容

赤潮等の発生予測に利用する指標微生物群を特定するための基礎情報として、漁業被害の発生域及び非発生域の微生物相をメタゲノム解析法を活用して経時的に把握し、当該海域の物理化学環境および原因プランクトン密度等の情報を含めたデータベースを作成します。このデータベースを「公募研究課題２」へ適宜提供するとともに、データベースを解析して、物理化学環境、原因プランクトン密度等、海洋微生物相の３種類のデータを複合的に利用した環境評価基準を作成し、漁業被害の発生リスク把握等を目的とした漁場環境評価技術を開発します。

②　達成目標（最終目標）

赤潮の発生予測技術については２か所以上の研究対象海域を設定してメタゲノム解析を実施し、微生物データベースに収容します。このデータベースを解析して漁場環境評価技術を開発するとともに、データベースを毎年更新します。

③　研究実施期間（予定）

平成２３年度～２７年度（５年間）

④　平成２３年度の委託研究経費限度額　　７７，０６８千円

＜留意事項＞
・　効率的な研究推進の観点から、研究計画の作成及び研究の実施にあたっては、「公募研究課題２」との十分な連携を確保し、一体的に推進することとします。
・　応募要領７の②のプロジェクト研究運営委員会は公募研究課題ごとに設置せず、プロジェクト全体で１つの委員会を設置します。
・　研究の実施に際しては、「公募研究課題２」の研究開発責任者が、プロジェクト全体に関する定期的な意見交換や情報交換に必要な連絡調整、研究推進会議の開催、研究成果の取りまとめを行うこととします。

（２）「公募研究課題２」微生物相に基づく漁業被害の発生予測・抑制技術の開発

①　研究開発の具体的内容

赤潮等の早期発生予測技術を開発・実用化するため、対象海域における効率的な微生物サンプリング技術の開発、公募研究課題１から提供されるデータベースを活用した赤潮等の発生・終息に重要な働きを持つ微生物群の特定を行います。さらに、赤潮等の発生現場で指標微生物群等を監視するためのDNAチップ等を用いた簡易モニタリングシステムを開発し、実海域での適用試験を通じて予測精度の向上を図ります。赤潮については発生を抑制する微生物を利用するための基礎技術を開発します。

②　達成目標（最終目標）

赤潮等の発生予測指標となる微生物群を把握し、赤潮等の早期発生予測技術を開発します。この技術を現場で利用するための効率的な微生物サンプリング手法及び指標微生物群の簡易モニタリングシステムを開発し、特に赤潮については、現在は発生初期に出される予報を3日程度早めることをめざします。さらに、赤潮の発生を抑制するための基礎技術を開発します。

③　研究実施期間（予定）

平成２３年度～２７年度（５年間）

④　平成２３年度の委託研究経費限度額　　６４，００７千円

＜留意事項＞
・　効率的な研究推進の観点から、研究計画の作成及び研究の実施にあたっては、「公募研究課題１」との十分な連携を確保し、一体的に推進することとします。
・　応募要領７の②のプロジェクト研究運営委員会は公募研究課題ごとには設置せず、プロジェクト全体で１つの委員会を設置します。
・　研究の実施に際しては、「公募研究課題２」の研究開発責任者は、「公募

研究課題１」の中核機関及び共同研究機関の理解と協力のもと、公募研究課題全体に関する定期的な意見交換や情報交換に必要な連絡調整、研究推進会議の開催、研究成果のとりまとめを行うこととします。

３．委託件数

「公募研究課題１」及び「公募研究課題２」ごとにそれぞれ原則１件とします。

４．普及支援組織の参画について

「公募研究課題２」は応募要領２の（２）の普及支援組織として、公設試験場、漁業協同組合、民間企業等の参画が必要となります。

５．問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切までの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を農林水産技術会議事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○　公募研究課題について

農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室　担当者 大河内、阿部

ＴＥＬ：０３－６７４４－２２１６

ＦＡＸ：０３－３５９３－７２２７

○　契約事務について

農林水産技術会議事務局総務課契約班　担当者　藤原

ＴＥＬ：０３－３５０２－７９６７

ＦＡＸ：０３－５５１１－８６２２

別紙７

アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト

１．事業概要

農業の持つ潜在力を発揮して農業・農村の活性化を図り、我が国経済全体の活性化につなげていくためには、農業分野から異分野、特に医療分野への展開を進め、新しい産業・市場を創造していくことが非常に重要です。そのための方策の一つとして、農林水産業・農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の「地域資源」を活用した新素材の開発及び実用化が考えられます。

そこで、本プロジェクト研究では、農業分野から医療分野への展開の端緒として、花粉症をはじめとしたアレルギー疾患等を対象に経口免疫寛容を成立させる治療薬候補となる医薬品作物や、カイコの有する高いタンパク質生産能力を活用した医薬品原料、人体との親和性の高い動物由来タンパク質等を用いた医療用新素材等の実用化を促進するための研究開発を実施します。

２．公募研究課題別の研究開発内容、目標等

「公募研究課題」牛等の動物由来の原料を用いた医療用新素材の開発

（１）研究開発の具体的内容

家畜や魚介類等を原料に用いて、創傷被覆材や人工骨歯など再生医療に使用する医療用具や、医薬品や日用化学品の開発研究のための動物実験代替システムなどに使用する試験用具といった医療用素材の開発を行うとともに、これらの安定生産技術を確立します。さらに、医療用具においては承認申請に必要な動物実験等による有効性・安全性評価を、試験用具においては実用化に向けたバリデーション等を実施します。

＜留意事項＞

- 医療用具開発に係る動物実験による有効性・安全性検証の実施に当たっては、その承認申請に必要な基準（「医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」（ＧＬＰ基準）（平成１７年厚生労働省令第３７号)、「医療用具および医用材料の基礎的な生物学的試験のガイドライン」（平成７年６月２７日付け薬機第９９号厚生省薬務局医療機器開発課長通知)等）に適う手法で行うこととします（ただし、予備試験においてはその限りではありません。)。
- 動物実験等による有効性・安全性評価の実施に当たっては、事前に農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発官室（食の安全、基礎・基盤）担当者の立ち会いの下、関係機関と相談の上実施するものとします。

（２）達成目標（最終目標）

①　家畜や魚介類等を原料に用いた医療用素材を開発（※）するとともに、医療用具においては承認申請に必要な手続きに準拠した方法で動物実験等による有効性・安全性評価を、試験用具においてはバリデーションを通じた従来の動物実験データとの相関性の評価等を実施します。この際、

開発する素材はＩＳＯ等で定められた規格に準拠したものとします。

※　実施機関において、既に医療用素材の候補となる素材を保有している場合は、本項に掲げる目標のうち未達成の項目（安定生産技術の確立、有効性・安全性評価等）について委託の対象とします。

②　本プロジェクトで行った動物実験等による有効性・安全性評価や従来の動物実験データとの相関性の評価等の実施手順及び医療用素材製造に係るコスト試算等、以降の開発が民間主導で円滑に行われるために必要なマニュアルを整備します。

（３）研究実施期間（予定）
平成２３年度～２６年度（４年間）

（４）平成２３年度の委託研究経費限度額　　６６，０００千円

３．委託件数
原則１件とします。

４．普及支援組織の参画について
本公募研究課題の実施に当たっては、研究成果の実用化を担う民間企業等の参画が必要となります。

５．問合せ先
上記の内容に関する問合せは、応募の締切までの間、下記において受け付けます。
なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を農林水産技術会議事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○　公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室
担当者　宇木、財津
ＴＥＬ：０３－３５０２－７４３５
ＦＡＸ：０３－３５９３－７２２７

○　契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班　担当者　藤原
ＴＥＬ：０３－３５０２－７９６７

ＦＡＸ：０３－５５１１－８６２２

別紙８

鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発

１．事業概要

鳥インフルエンザ、ＢＳＥ等の家畜伝染病は、被害農家等の経済損失が大きいだけでなく、新型インフルエンザ、変異型クロイツフェルトヤコブ病等として人への脅威となり得る重要疾病であり、家畜への侵入防止や感染早期での制圧、まん延防止のため、様々な対策が講じられています。

本プロジェクト研究では、平成２０年度から、これらの人獣共通感染症を対象として､防疫措置に係る行政コスト及び農家の経済損失の低減を目指し、基礎的知見の更なる集積を図るとともに、現在実施されている防疫措置等の高精度化、効率化のための技術開発を実施しているところです。

一方、平成２２年４月に宮崎県で発生した口蹄疫は、我が国の畜産業に多大な被害をもたらしました。近隣諸国で口蹄疫の発生が続き、従来、周辺地域では一般的でなかった血清型のウイルスによる発生が急増している状況下では、口蹄疫が再度国内に侵入する可能性も否定できず、現行の防疫対策の更なる高度化が望まれます。このため、新たに口蹄疫の早期摘発、拡大防止のための技術開発等を行います。

２．公募研究課題別の研究開発内容、目標等

「公募研究課題」口蹄疫の早期摘発技術、拡大防止技術の開発

（１）研究開発の具体的内容

口蹄疫の早期摘発、拡大防止のための技術として、口蹄疫ウイルスの国内・地域内への侵入時に、ウイルス分離を迅速化できる技術、及びウイルスの血清型、変異に依らず正確に口蹄疫ウイルスを検出できる検査法を開発。

また、感染動物からの口蹄疫ウイルスの排出を抑制することが確認されている物質について、野外での使用を想定した有効性の評価を行うとともに、感染抗体とワクチン抗体との識別検査について、野外でのワクチン接種を想定した有効性の評価を実施。

併せて、平成２２年に宮崎で発生した口蹄疫ウイルス株の病原性の解明を実施。

（２）達成目標（最終目標）

①　ウイルス分離を現行の１／２程度の時間に短縮する技術の開発

②　口蹄疫ウイルスの排出を抑制する物質及び感染抗体とワクチン抗体との識別検査法について、野外使用における有効性の評価

③　２種類以上の動物における、平成２２年に宮崎で発生した口蹄疫ウイルス株の病原性の解明

（３）研究実施期間（予定）

平成２３年度～２４年度（２年間）

（４）平成２３年度の委託研究経費限度額　　９２，２３８千円

３．委託件数
原則１件とします。

４．問合せ先
上記の内容に関する問合せは、応募の締切までの間、下記において受け付けます。
なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を農林水産技術会議事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○　公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室
担当者　鈴木、加納
ＴＥＬ：０３－３５０２－７４３０
ＦＡＸ：０３－３５９３－７２２７

○　契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班　担当者　藤原
ＴＥＬ：０３－３５０２－７９６７
ＦＡＸ：０３－５５１１－８６２２

別紙９

新農業展開ゲノムプロジェクト

１．事業概要

平成２０年度から開始した新農業展開ゲノムプロジェクトでは、それまでのイネゲノム研究の成果を活用し、多収飼料用米や病害虫に強い作物の開発等、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物の開発を進めてきました。

今年３月、新たな食料・農業・農村基本計画において、平成３２年の食料自給率を供給熱量ベースで５０％まで引き上げることが目標とされ、飼料用米、小麦、大豆等の作付けの大幅拡大、単収・品質の向上を推進するため、我が国の栽培環境や作付け体系に適した品種を開発することが喫緊の課題となっています。

このため、稲で確立した DNA マーカー育種法を小麦、大豆等にも適用して新品種開発期間の短縮を目指し、未だ全塩基配列が解読されていない小麦についてゲノム塩基配列の解読を進めるとともに、有用遺伝子の単離や DNA マーカーの開発を加速し、効率的な新品種開発を支える基盤を確立します。

また、現在海外で開発が進められており、近い将来日本への輸入も想定される新しいタイプの遺伝子組換え生物について、生物多様性影響評価に必要な手法の確立や管理技術の高度化に資する研究を推進します。

２．公募研究課題別の研究開発内容、目標等

（１）「公募研究課題１」小麦 6B 染色体の全ゲノム塩基配列の解読

①　研究開発の具体的内容

小麦の全ゲノム塩基配列の解読を目指す小麦ゲノム解読国際コンソーシアム(IWGSC)に参加して、日本の分担分である小麦 6B 染色体の物理地図を作成するとともに、そのゲノム塩基配列を解読し、遺伝子アノテーションを行います。

②　達成目標（最終目標）

小麦 6B 染色体の全体をカバーする BAC クローンを作成し、それらを整列化させて物理地図を構築します。並行して 6B 染色体のゲノム塩基配列の２５倍以上の量に相当する BAC クローンのシーケンスを行い、6B 染色体の全長をカバーするゲノム塩基配列を解読し、遺伝子アノテーションを行います。

③　研究実施期間（予定）

平成２３年度～２４年度（２年間）

④　平成２３年度の委託研究経費限度額　　４５０，０００千円

（２）「公募研究課題２」麦類における有用遺伝子の同定・機能解明と品種改

良に向けたDNAマーカーの開発

① 研究開発の具体的内容

日本における麦類の安定生産を実現するため、これまで蓄積されたイネ科のゲノム情報を活用して我が国の栽培環境に適した品種の開発に必要な生産性や病害抵抗性に関わる有用遺伝子を同定し、その機能を解明します。また、今後解読が進む小麦の全ゲノム塩基配列情報を速やかにDNA マーカー育種に利用するため、各染色体毎に固有の DNA マーカーを開発し高密度連鎖地図を作成するための基盤を構築します。

② 達成目標（最終目標）

穂発芽耐性、赤かび病被害低減等、麦類の生産性・品質の向上や病害抵抗性に関わる有用遺伝子を２つ以上同定するとともに、日本の小麦の効率的な品種改良に必要な高密度連鎖地図を作成するための DNA マーカーを1,000個以上開発します。

③ 研究実施期間（予定）

平成２３年度～２４年度（２年間）

④ 平成２３年度の委託研究経費限度額　　２０２，６００千円

（３）「公募研究課題３」大豆における有用遺伝子の同定・機能解明と品種改良に向けたDNAマーカーの開発

① 研究開発の具体的内容

我が国の栽培環境に適した大豆品種を効率的に開発するため、これまでに得られた全ゲノム塩基配列情報を用いて国産優良品種で利用可能な網羅的SNPsマーカーを開発し、それを用いて高密度地図を作成します。さらに、このようなゲノム情報を活用して生産性や湿害耐性等に関わる有用遺伝子を単離しその機能を解明します。

② 達成目標（最終目標）

10品種以上の大豆国産品種で利用可能なSNPsマーカーを1,000個以上開発して高密度地図を作成するとともに、それを基に生産性や湿害耐性等に関わる有用遺伝子を３つ以上同定します。

③ 研究実施期間（予定）

平成２３年度～２４年度（２年間）

④ 平成２３年度の委託研究経費限度額　　１８０，０００千円

（４）「公募研究課題４」園芸作物における有用遺伝子の同定・機能解明と品種改良に向けたDNAマーカーの開発

① 研究開発の具体的内容

園芸作物において、近年急速に蓄積されているゲノム情報を活用して、

安定生産、高品質化等に関わる重要形質について DNA マーカーを開発するとともに、高度な遺伝解析を行うための基盤を構築します。

②達成目標（最終目標）

２つ以上の主要な園芸作物について、DNA マーカー育種に利用可能な 500 個以上の高精度 DNA マーカーをそれぞれの品目で開発するとともに、高密度連鎖地図を作成します。

③　研究実施期間（予定）

平成２３年度～２４年度（２年間）

④　平成２３年度の委託研究経費限度額　　３７，９００千円

（５）「公募研究課題５」次世代遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価手法の確立及び遺伝子組換え作物の区分管理技術等の開発

①　研究開発の具体的内容

今後、我が国への輸入や国内での実用化が見込まれる環境ストレス耐性や病虫害抵抗性等、自然条件下での生存適応度の向上に関与する遺伝子を導入した遺伝子組換え生物（以下「次世代遺伝子組換え生物」という。）を対象として、野生動植物等との競合の優位性等に関する国内外の科学的知見の集積を図るとともに、生物多様性影響評価手法を開発します。特に、交雑可能な近縁野生種が我が国に存在するものについて、評価手法の確立を早急に図ります。同時に、その評価に必要な近縁野生種の生育特性等に関する情報を収集し、OECD のコンセンサス文書に該当するような近縁野生種の Biology document（生物の由来や特性等をまとめた文書）を作成します。また、複数の導入遺伝子の検知技術、遺伝子組換え作物の流通までを対象とした区分管理技術を開発します。

②　達成目標（最終目標）

次世代遺伝子組換え生物の開発が想定される２種以上の生物について、競合の優位性等生物多様性影響の評価手法を確立します。さらに、過去に集積された関連の知見と合わせ、生物多様性影響の評価試験を実施する際の標準的な手法等として整理します。また、複数の遺伝子を導入した組換え作物を検出する技術を開発するとともに、遺伝子組換え作物と非組換え作物との交雑・混入を防止する区分管理技術を整理します。

③　研究実施期間（予定）

平成２３年度～２４年度（２年間）

④　平成２３年度の委託研究経費限度額　　２００，０００千円

３．委託件数

「公募研究課題１」から「公募研究課題５」までごとにそれぞれ原則１件とします。

４．問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切までの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を農林水産技術会議事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○　公募研究課題について

農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室

担当者　作本、高橋

ＴＥＬ：０３－３５０２－７４３５

ＦＡＸ：０３－３５９３－７２２７

○　契約事務について

農林水産技術会議事務局総務課契約班　担当者　藤原

ＴＥＬ：０３－３５０２－７９６７

ＦＡＸ：０３－５５１１－８６２２

別紙１０

気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発

１．事業概要

ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）第４次評価報告書において、地球温暖化は世界中の自然と社会に深刻な影響を与えることが予測されており、我が国の農林水産物の生産に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。我が国は、公平でかつ実効性ある国際枠組も作られることなどを前提に、温室効果ガス削減目標の中期目標として2020年に1990年比25％削減することを表明しています。

農林水産分野においては、農林水産業に起因する地球温暖化への影響を緩和するとともに、農林水産業への地球温暖化の影響を高精度で予測・評価し、持続的な農林水産物の生産体制を早急に確立する必要があり、温室効果ガスのモニタリング、温室効果ガス発生・吸収メカニズムの解明、温室効果ガスの排出削減技術・吸収機能向上技術の確立、地球温暖化の影響の高精度の予測と評価、農林水産物の生産安定技術の確立が急務となっています。

このため、平成２２年度から委託プロジェクト研究「農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発」を実施しているところですが、新たに、平成２３年度からゲノム情報を活用した温暖化適応品種の開発を行うとともに、平成２１年度から実施している委託プロジェクト研究「地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発」において取り組んでいる石油由来資源の使用を削減する技術の開発などを一体的・効果的に行い、環境負荷を最小化した低投入、循環型の農業・食料生産方式へ転換するための研究開発を推進します。併せて、コペンハーゲン合意に基づくＲＥＤＤ（Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries；途上国の森林減少・劣化に由来する排出削減）を実効あるものとするため、熱帯林における森林バイオマスのモニタリング及びその変動予測技術の開発等を行います。

２．公募研究課題別の研究開発の内容、達成目標等

（１）「公募研究課題１」土壌病害虫診断技術等の開発

①　研究開発の具体的内容

日本の主要土壌を対象に、土壌微生物等の遺伝子解析技術を取り入れ、土壌消毒区と無処理区の解析結果の比較等を通じて重要土壌病害虫の診断技術を開発します。また、診断結果に応じて土壌病害虫制御技術を体系化し、標準的な土壌病害虫の制御技術を開発します。

（留意事項）

研究の実施に当たっては、平成２１年度から実施している委託プロジェクト研究「地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発」の継続課題、「公募研究課題２」及び「公募研究課題３」とも定期的に密な情報交換を実施し、相互の連携に配慮することとします。

② 達成目標（最終目標）

土壌病害虫の診断技術の確立と抑制技術の開発により、土壌消毒用農薬の使用量を５割削減できる管理技術を開発します。

③ 研究実施期間（予定）

平成２３年度～２５年度（３年間）

④ 平成２３年度の委託研究経費限度額　　２７，０００千円

（２）「公募研究課題２」低投入型農業のための生物農薬等新資材及びその利用技術の開発

① 研究開発の具体的内容

土壌病害虫を抑制し、かつ、石油由来資材である化学農薬に代替しうる有用微生物をスクリーニング等によって選抜します。また、土壌環境中における有用微生物の挙動を遺伝子解析等を用いてモニタリングし、それらが安定した効果を発揮するための管理・制御技術を開発します。

（留意事項）

研究の実施に当たっては、平成２１年度から実施している委託プロジェクト研究「地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発」の継続課題、「公募研究課題１」及び「公募研究課題３」とも定期的に密な情報交換を実施し、相互の連携に配慮することとします。

② 達成目標（最終目標）

石油由来資材の使用を低減しながら土壌病害虫を抑制する実用的な生物農薬等新資材及びその管理・制御技術を１つ以上開発します。

③ 研究実施期間（予定）

平成２３年度から２５年度まで（３年間）

④ 平成２３年度の委託研究経費限度額　　３７，２９２千円

（３）「公募研究課題３」農業環境における物質循環促進のための微生物による処理技術の開発

① 研究開発の具体的内容

近年、窒素等の物質循環に役立つ有用微生物が見出され、農林水産分野への適用が期待できる状況になっています。微生物の機能を農業環境における資源リサイクルに役立てるための、実用的な微生物の管理・制御技術を構築します。

（留意事項）

研究の実施に当たっては、平成２１年度から実施している委託プロジェクト研究「地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発」の継続課題、「公募研究課題１」及び「公募研究課題２」とも定期的に密な情報交換を実施し、相互の連携に配慮することとします。

② 達成目標（最終目標）
実用的な微生物管理・制御技術を確立します。

③ 研究実施期間（予定）
平成２３年度～２５年度（３年間）

④ 平成２３年度の委託研究経費限度額　　２５，７０８千円

（４）「公募研究課題４」気候変動に適応したイネ科作物品種・系統の開発

① 研究開発の具体的内容
全国的に平均気温が上昇し、高温による品質・収量の低下が問題となっている一方、北日本では夏季の低温や日照不足も問題になっていることから、これらの気候変動に適応したイネ科作物品種・系統を開発します。具体的には、イネの高温登熟による白未熟粒の発生メカニズムを解明するとともに高温登熟性に関わる遺伝子を同定し、そのゲノム情報を活用して高温登熟性に優れた品種・系統を開発します。また、温暖化の進行に伴い発生地域の拡大が懸念される病虫害に対する抵抗性遺伝子を解析するとともに、これらのゲノム情報を活用して複数の病虫害抵抗性を持つイネ品種・系統を開発します。さらに、麦類・飼料作物についても温暖化や病害に対応した系統を開発します。一方、イネの耐冷性に関わる遺伝子情報をもとに、北日本における冷害への対応品種・系統も開発します。

② 達成目標（最終目標）
高温登熟性に優れたイネ品種､複数の病虫害抵抗性を持つイネ品種等、気候変動に適応したイネ科作物品種・系統を５つ以上開発します。

③ 研究実施期間（予定）
平成２３年度～２６年度（４年間）

④ 平成２３年度の委託研究経費限度額　　２４４，０００千円

（５）「公募研究課題５」気候変動に適応した大豆品種・系統の開発

① 研究開発の具体的内容
温暖化の進行に伴い発生の増加や発生地域の拡大が懸念される病虫害に対応するため、ゲノム情報を活用してこれらの病虫害に対する抵抗性の形質を優良国産ダイズ品種に導入します。また、多雨による湿害や逆に登熟期の高温・乾燥による青立ち現象に対する耐性形質を優良国産ダ

イズ品種に導入します。

② 達成目標（最終目標）
茎疫病やシストセンチュウ等の病害虫に対する抵抗性、耐湿性、青立ち耐性等の形質を優良国産ダイズ品種に導入して３つ以上の品種・系統を開発します。

③ 研究実施期間（予定）
平成２３年度～２６年度（４年間）

④ 平成２３年度の委託研究経費限度額　　１１０，０００千円

（６）「公募研究課題６」気候変動に適応した野菜品種・系統及び果樹系統の開発

① 研究開発の具体的内容
温暖化の進行に伴い、発生の増加や発生地域の拡大が予想される病虫害、被害地域の拡大が予想される着果不良や着色障害等に対応するために、近年急速に蓄積されている野菜や果樹のゲノム情報を活用して、これらの被害を低減させる新たな品種・系統を開発します。

② 達成目標（最終目標）
病虫害に対する抵抗性や高温でも安定して結実する形質等を付与した野菜・果樹の新たな系統・品種を４つ以上開発します。

③ 研究実施期間（予定）
平成２３年度～２６年度（４年間）

④ 平成２３年度の委託研究経費限度額　　９１，５００千円

（７）「公募研究課題７」高精度リモートセンシングによるアジア地域熱帯林計測技術の高度化

① 研究開発の具体的内容
アジア地域熱帯林を対象として、高解像度衛星画像の解析による森林タイプゾーニングと、航空機によるレーザー計測やデジタルオルソフォト撮影等による森林の三次元構造把握の組合せにより炭素蓄積量を推定する技術を開発します。

（留意事項）
研究の実施に当たっては、「公募研究課題８」の実施機関とも定期的に密な情報交換を実施し、「公募研究課題８」のモデル開発に資するデータを「公募研究課題８」の実施機関に提供することとします。

② 達成目標（最終目標）

レーザー計測やデジタルオルソフォトなどの測定による森林炭素蓄積量の推定誤差を地上調査と比べて２０％以内にします。森林タイプゾーニングと三次元構造把握の組合せにより、森林減少のみならず、森林構造の質的な劣化をも計測可能なリモートセンシング技術を確立します。

③　研究実施期間（予定）
平成２３年度～２６年度（４年間）

④　平成２３年度の委託研究経費限度額　　６９，６７６千円

（８）「公募研究課題８」アジア地域熱帯林における森林変動の定量評価とシミュレーションモデルの開発

①　研究開発の具体的内容
森林減少・劣化に伴う炭素循環の変動を把握するため、森林・農地等において二酸化炭素フラックスの測定を行い、それらの観測データを元にプロセスベースモデルを作成します。また、統計情報・社会基盤情報等を基に森林減少に影響を及ぼす要因、森林の生産力等の様々な土地利用情報のデータセットを構築します。これらのプロセスベースモデル、土地利用データセット等を活用して、将来の森林・農地の取扱いに関するシナリオを作成し、森林・農地の面積や構造の変化に伴う炭素排出量の変動を試算するためのシミュレーションモデルを開発します。

（留意事項）
研究の実施に当たっては、「公募研究課題７」の実施機関とも定期的に密な情報交換を実施し、「公募研究課題７」及び「公募研究課題８」の総括をすることとします。

②　達成目標（最終目標）
何も排出削減対策を取らなかった場合の参照レベルについて過去のトレンドから推定可能なシミュレーションモデルを１つ以上開発します。将来の森林・農地の取扱いに関するシナリオを作成し、森林・農地の面積や構造の変化に伴う炭素排出量の変動を試算します。

③　研究実施期間（予定）
平成２３年度から２６年度まで（４年間）

④　平成２３年度の委託研究経費限度額　　５７，００７千円

３．委託件数
「公募研究課題１」から「公募研究課題８」までごとに、それぞれ１件とします。

４．普及支援組織の参画について

「公募研究課題１」から「公募研究課題６」までについては、応募要領２の（２）の普及支援組織の参画が必要となります。

５．プロジェクト研究運営委員会の設置について

応募要領７のプロジェクト研究運営委員会については、新たに、「公募研究課題１」・「公募研究課題２」・「公募研究課題３」を担当する運営委員会、「公募研究課題４」・「公募研究課題５」・「公募研究課題６」を担当する運営委員会及び「公募研究課題７」・「公募研究課題８」を担当する運営委員会をそれぞれ設置します。

６．問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切までの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を農林水産技術会議事務局のホームページにて公開しますので、ご承知おきください。

記

○　「気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発」全般について

農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室　担当者　瀧本
ＴＥＬ：０３－３５０２－０５３６
ＦＡＸ：０３－３５９３－７２２７

○　契約事務について

農林水産技術会議事務局総務課契約班　担当者　藤原
ＴＥＬ：０３－３５０２－７９６７
ＦＡＸ：０３－５５１１－８６２２

○　公募研究課題１について

農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室　担当者　西田
ＴＥＬ：０３－６７４４－２２１６
ＦＡＸ：０３－３５９３－７２２７

○　公募研究課題２・３について

農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室　担当者　斎木
ＴＥＬ：０３－６７４４－２２１６
ＦＡＸ：０３－３５９３－７２２７

○　公募研究課題４・５・６について

農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室

担当者　作本
ＴＥＬ：０３－３５０２－７４３５
ＦＡＸ：０３－３５９３－７２２７

○　公募研究課題７・８について
農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）室　担当者　橋本
ＴＥＬ：０３－６７４４－２２１６
ＦＡＸ：０３－３５９３－７２２７